

特別支援教育をめぐる最近の動向 等 (H30～)

1 特別支援学校の環境整備

- 「長野県特別支援学校整備基本方針」の策定 (R3.3) p1 参照
学校の老朽化・狭隘化や、個のニーズに応じた学習の充実が求められる中、本県のこれからの学びの充実とこれを支える環境整備の基本的な考え方をまとめたもの
- 国の「特別支援学校設置基準」(文科省令)の制定 (R3.9) p3 参照
全国的に特別支援学校の教室不足等が課題となる中、特別支援学校を設置する際の最低基準を定めるもの(*本県:県立18校中9校で、校舎面積が最低基準に満たない状況)
- 「若槻養護学校整備基本方針」、「松本養護学校整備基本方針」の策定 (R4.3) p5 参照
特に老朽化が著しい2校の改築等に係る基本方針(現在、両校の整備にあたり学習空間の有効活用や環境に配慮する「ZEB・デザイン基本計画」策定に向け取組中)
- 「長野県スクールデザイン2020」の策定 (R2.8) p13 参照
学校を構成する空間(学習・生活・執務・共創)機能を高め、インクルーシブデザインの視点や地域との共生等も大切に、ハード・ソフト両方の改革を行う県立学校建替時に活用するもの

2 適切な学びの場関係

- 高等学校における通級による指導・・・学校教育法施行規則の改正(H28)等で制度化(H30.4～)
本県では、H30年度に2校(箕輪進修・東御清翔)、R2年度に1校(松本筑摩)設置
- 「適切な学びの場ガイドライン」の作成(R2年度)
小中学校の適切な学びの場を検討するための具体的な手順や、学びの場の見直しのポイントを事例を含め解説したもの。令和2年度に公立小・中・特別支援学校の全教員に配布。
- 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」文科省通知(R4.4) p15 参照
文部科学省が令和3年度に一部自治体を対象に実施した調査を踏まえ、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について等の考え方をより明確化した上で周知することを目的とした通知

3 コロナ禍における新たな学びのスタイル

- 「新型コロナウイルス感染症対策に関わる県立学校運営ガイドライン」の策定(当初R2.11)
コロナ禍における学校運営(感染症対策、学校行事の実施方法、工夫した学びの保障等)について整理したガイドライン。(文科省の衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」も参照)
特別支援学校では、基礎疾患等で重症化リスクがある児童生徒がいるため、学校ごとに警戒レベル等に応じた対策を実施。

4 ICT教育の推進

- 長野県ICT教育推進センター(インクルーシブ部門)の設置(R3.4～) p27 参照
国のGIGAスクール構想等を踏まえ、有識者の助言を受けながら、児童生徒には1人1台のタブレット・各教室に電子黒板を配置し、個のニーズに応じたICT教育を推進。
令和4年度からは、特別支援学校にICT推進担当の専任教員を計23名配置。

5 多様な教育的ニーズ・専門性(医ケア・発達障がい等)

- 医療的ケア児支援法の施行(R3.9)と医療的ケア児等支援センターの設置 p29 参照
医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止等のため、学校では看護師等を配置し、家族の付き添いなく医療的ケア児を受け入れる態勢を整えることとされる。また、各都道府県に設置する「医療的ケア児支援センター」では、相談・情報提供・助言等の支援を実施。

- 本県独自の発達障がい診療人材育成事業の実施（H30～） p33 参照
全県で格差なく発達障がいの診療を受けられるよう、信州大学に委託して発達障がい専門医・診療医を養成

- 長野県障がい者芸術文化活動支援センターの設置（R4.6） p37 参照
障がい者の多様な芸術文化活動を通じた交流等を支援し、自立と社会参加を推進することを目的に県社会福祉事業団に委託して設置。（相談窓口設置・支援人材育成・ネットワーク構築・発表機会創出等）

6 就労支援

- 「長野県特別支援学校技能検定」の実施（H30～拡充）
特別支援学校の生徒の働く力を高めるため、外部講師を企業から招き指導を受けるとともに、清掃部門（H29～）・喫茶サービス部門（H30～）・食品加工部門（R1～）の検定を実施
- 障がい者の法定雇用率の引き上げ（R3.3）
平成30年から精神障がい者も対象に加えられる。また民間企業の法定雇用率は、直近では令和3年3月から2.3%に引上げ（従来2.2%）

7 共生社会に関する県条例

- 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の施行（R4.4） p39 参照
障がいの有無で分け隔てられず、人格と個性を尊重し合い、社会活動に参加する機会が確保され、共に支え合い・活かしあう社会の実現を目指す。学校教育では、児童生徒の発達段階・特性・本人の意思に応じて、学びの場や進路選択が適切に行え、十分な教育が受けられるよう施策を講じる。
また、交流及び共同学習を促進する。

8 教員の働き方改革

- 「学校における働き方改革推進のための方策」策定（R3.2） p41 参照
H29「学校における働き方改革推進のための基本方針」を踏まえ働き方改革実現のための具体的な方策をまとめる（①学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化、②家庭・地域・関係機関・企業等との連携・協働、③ワークエンゲイジメントとワークライフバランスの実現）

9 その他

- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（R3.1 中央教育審議会） p43 参照
「Society5.0時代」、「予測困難な事態」を踏まえ、特別支援教育に関しては、特別支援教育への理解・認識の高まり等で状況が変化、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進することが必要とする。
- 文部科学省「障害者活躍推進プラン」（H31.4） p49 参照
障がい者の活躍の場を拡大するため、学校教育・生涯学習・文化芸術等の分野で重点的に進める6つの政策プラン（例：通級指導のガイド作成、家庭・教育・福祉の連携、大学・企業等連携した学びの場の充実）
- 「障害者差別解消法」の改正（R3.5 制定） p51 参照
合理的配慮の提供を民間事業者にも義務付けるもの
- 「バリアフリー法」の改正（R3.4 施行） p53 参照
バリアフリー基準適合義務の対象に、公立小中学校を追加。（2,000㎡以上の特定建築物の新築等）
- 第3回 これからの長野県教育を考える有識者懇談会（R4.7.4開催）資料 p55 参照
次期長野県教育振興基本計画の基本理念・計画構成

長野県特別支援学校整備基本方針（概要版）

長野県教育委員会

これからの特別支援学校の学びのあり方と環境整備についての基本的な考え方

1 基本理念

(1) 特別支援教育の進め方

本人・保護者の意向を最大限尊重した適切な学びの場で、個々のニーズに応じた教育の提供とインクルーシブな教育の推進

(2) 特別支援学校で実現すべき学びの姿

○ 児童生徒の可能性が最大限伸びる学び

今日に満足し明日を楽しみに待つ学校生活、満足感と成就感、長所の伸長 等

○ 共生社会の実現に向けた協働の学び

同じ地域の同世代の仲間との日常的な交流、地域や企業の方等との学び合い 等



2 学びの改革

(1) 特別支援学校における学びの充実

① 可能性が最大限伸びる学び

- 時代や社会の変化に対応した教育課程の編成
- ニーズに応じた効果的な個別・小集団学習の導入
- ICT 機器や Wi-Fi 環境を活用した授業 等

② 共生社会の実現に向けた協働の学び

- 副学籍制度を活用した交流学习等の推進
- 企業や福祉施設等と連携した進路支援 等

③ 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上

- 勤務年数や希望分野に応じた研修体系の構築
- 各校に「専門性サポートチーム」を組織 等



(2) 身近な地域での学びの充実

① 小・中学校等における特別支援教育の充実

- 小・中学校の特別支援教育に関する対応力向上
- 特別支援学校のセンター的機能の強化

② 分教室の設置推進

- 遠距離通学負担解消等のため地元の学校の空き教室を活用した小・中学部分教室の設置推進 等

③ サテライト教室の設置推進

- 知的障がい特別支援学校への盲学校等のサテライト教室の設置推進

④ 市町村立特別支援学校の設立推進



3 学びの改革を支える環境整備

(1) 教育環境の改善

① 可能性が最大限伸びる学びを支える教育環境

- 児童生徒数に応じた必要な教室数の確保
- 多様な教育的ニーズに対応できる教室等の整備 等

② 協働の学びを支える教育環境

- フレキシブルな活用が可能な作業室の整備
- 小・中学校等や地域の方々と日常的な交流や共同学習等が可能な交流ゾーンの整備 等

③ 安全・安心で快適な教育環境

- 多様な児童生徒等を包み込むユニバーサルデザイン化
- クールダウンスペースや談話室等の整備 等



(2) 施設整備の考え方

① 長寿命化・改築の考え方

- ファシリティマネジメント計画を踏まえた利活用

② 整備の進め方

- 建築年数や学びの環境としての適性を考慮し、必要性の高い学校から順次整備
- 国の「特別支援学校設置基準」策定の動向を注視

③ 施設整備の配慮点

- ゼロカーボン化の推進
- 地域の公共施設等との連携や機能の分担
- 災害時の避難施設としての活用等の対応



4 特別支援学校の配置

(1) 知的障がい特別支援学校は各圏域に最低 1 校配置

(2) 盲・ろう・肢体不自由・病弱の特別支援学校は、東北信と中南信に各 1 校配置



5 その他

(1) 校名 「養護学校」は変更を視野に検討

「盲・ろう学校」は変更の是非を含めて検討

(2) 寄宿舍 「通学保障」「家庭支援」「社会的自立」を支えるための機能向上とあり方検討



「特別支援学校設置基準」(R3.9.24 文部科学省令第45号)について

特別支援教育課

1 趣 旨

- ① 特別支援学校は学校教育法その他法令、本省令の定めるところにより設置するものとする。
- ② 本省令の設置基準は、特別支援学校を設置するために必要な最低の基準
- ③ 設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの設置基準より低下した状態とならないようにするとともに、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

2 内 容

(1) 学科(高等部) ①普通教育を主とする学科 ②専門教育を主とする学科

(2) 1学級の幼児、児童又は生徒数

幼稚部 5人(重複の場合は3人)以下

小・中学部 6人(重複の場合は3人)以下

高等部 8人(重複の場合は3人)以下

ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(3) 学級編制

特別の事情がある場合を除いて、同学年の児童又は生徒で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制。

(4) 教諭等の数等

ア 副校長又は教頭 複数の部又は学科を置く場合は、相当数を置くものとする。

イ 教諭等(主幹教諭、指導教諭及び教諭) 1学級当たり1人以上とする。

ウ 養護教諭等 相当数の養護をつかさどる教諭等を置くよう努めなければならない。

エ 実習助手 高等部を置く場合は必要に応じて相当数を置くものとする。

オ 事務職員 部の設置状況、児童生徒数等に応じ相当数を置かなければならない。

カ 寄宿舎指導員 寄宿する児童生徒数等に応じ、相当数を置かなければならない。

(5) 施設及び設備

指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

ア 校舎及び運動場の面積等

別表に定める面積以上とすることとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合はその他の適当な位置にこれを設けることができる。

<別表の例> (小中学部 最低基準) 重複障がい: 2倍

児童生徒 1~18人	(視覚 1,110 m ² 、聴覚 950、知的 1,070、肢体不自由 1,210、病弱 870)
19~108人	1人増の加算(視覚 24 m ² 、聴覚 24、知的 27、肢体不自由 30、病弱 24)
109人以上	1人増の加算(視覚 16 m ² 、聴覚 16、知的 17、肢体不自由 21、病弱 15)

イ 校舎に備えるべき施設(特別の事情があるときは、教室と自立活動室とは兼用可能)

① 教室(普通教室、特別教室等。幼稚部にあつては保育室及び遊戯室)

② 自立活動室

③ 図書室(小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。)、保健室

④ 職員室

⑤ 必要に応じて、専門教育を施すための施設

- ウ その他の施設 体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- エ 校具及び教具 障害の種類及び程度、部及び学科の種類、学級数、幼児児童生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上、安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。
- オ 他の学校等の施設及び設備 特別の事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は使用可能

3 施行期日等

令和4年4月1日施行。ただし、(2)(3)(4)(5)別表は令和5年4月1日施行。

(2)(3)(4)(5)別表の施行の際、現に存する特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお、従前の例によることができる。

長野県若槻養護学校整備基本方針【概要版】

1 若槻養護学校の現状と課題等

(1) 若槻養護学校の概要

- ・ 病弱・身体虚弱（以下、病弱という）の児童生徒が対象
- ・ 東長野病院に慢性疾患・重症心身障がい入院している児童生徒の学びの場として開校（S46年）
- ・ 医学の進歩に伴う慢性疾患等の入院生の減少（H13年度：12人）
- ・ H16年度に高等部を新設、東長野病院に通院している児童生徒の受入れを開始したところ、精神疾患等の中・高等部生が増加し、近年は50人弱で推移

表1 各部の児童生徒数（令和3年5月1日現在）

項目 各部	慢性疾患等		精神疾患等		重症心身障がい		計
	通院	入院	通院	入院	通院	入院	
小学部	4	—	—	—	—	—	4
中学部	—	—	12	—	—	—	12
高等部	—	2	18	—	—	—	20
のぞみ部	—	—	—	—	—	6	6
計	6		30		6		42



※のぞみ部：東長野病院の重症心身障がい児者病棟に入院する児童生徒

(2) 若槻養護学校に今後期待される役割（東北信地域の病弱の特別支援学校）

- ・ 病弱の児童生徒一人ひとりのニーズに応じた専門的で質の高い教育を提供
- ・ 地域の小・中学校等の専門性の向上を図り、病気や発達障がいのある児童生徒が安心して身近な地域で学べる環境づくり

(3) 若槻養護学校の学びに係る現状と課題

① 可能性が最大限伸びる学びに関して



《若槻養護学校の児童生徒の病気や障がいの状況》

- ・ 慢性疾患等の児童生徒：病気により疲れやすいなどの傾向 ⇒ 設備面のバリアの解消
- ・ 精神疾患等の児童生徒：大集団への参加が困難 ⇒ クールダウンするためのスペース
- ・ 重症心身障がいの児童生徒（のぞみ部）：人工呼吸器を使用し、ベッド上での学習が主

《小・中・高等部の学び》

○ 教科等の学習

- ・ 入院や治療、不登校等の理由による学習の空白や遅れ
⇒ 小集団による習熟度別学習等の充実
- ・ 理科室や技術室等が狭く、普通教室に実験道具等を持ち込んで学習。体育館なし
⇒ 専用の設備の整った理科室、音楽室、体育館、図書館等での学習

○ 自立活動の学習

- ・ 自身の健康の維持・回復に必要な知識や対応スキル等を学ぶことが大切
⇒ 病気や障がいに関する状態や本人の受け止めが一人ひとり異なるため、個別の配慮

《のぞみ部の児童生徒の学び》

- ・ 病棟に向いた教員による病室のベッド上で個別学習が主
⇒ 外界認知や意思表出の力の伸長に繋がる学習の充実

② 共生社会の実現に向けた協働の学びに関して

○ 進路学習（高等部）

- ・ 体力的にも精神的にも困難さがあり。福祉就労がほとんどで、一般就労や進学はまれ
⇒ 企業等の協力を得ながら生徒の興味関心、病気や障がいの状態に応じた作業種の開発

○ 交流及び共同学習

- ・ 居住地域の小・中学校に副次的な学籍を置く副学籍校交流は行事のみ参加 ⇒ 継続的な交流

③ 病弱の児童生徒の教育的ニーズに対応する教員の専門性に関して

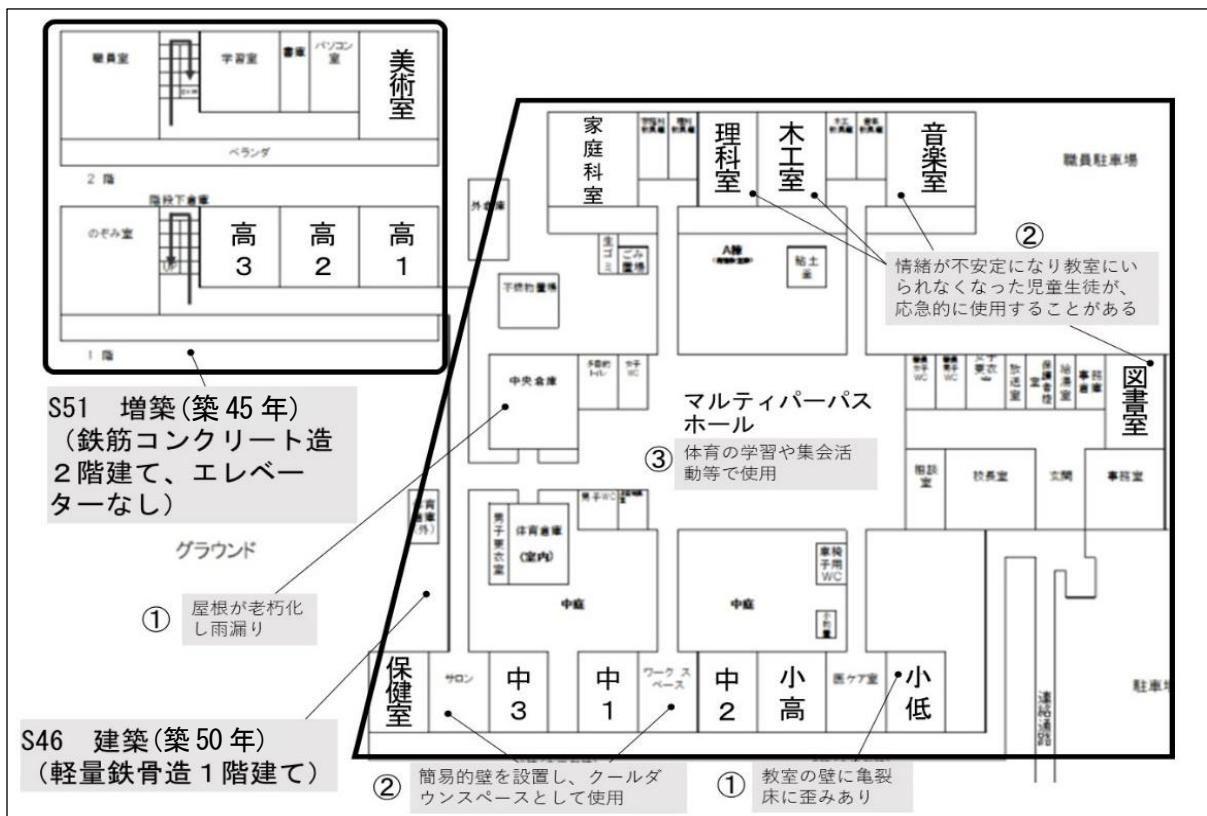
- ・ 個々の心理状態に寄り添った支援 ⇒ 心理状態に応じた弾力的な指導や環境の調整の充実

④ 身近な地域での学びの充実に関して

- ・ 相談依頼のあった数校の学級担任に対して指導に関する助言等の間接支援
⇒ 小・中学校等の発達障がいへの対応力向上のための若槻養護学校のセンター的機能の強化

(4) 若槻養護学校の環境整備に係る現状と課題

- ・ S46 年度に軽量鉄骨造の校舎の建築、S51 年度に鉄筋コンクリート造 2 階建て校舎を増築
⇒ 築 50 年を迎え、床の傾き、壁や屋根のひび割れなどが深刻な状況
- ・ 長期入院の児童生徒が減少する一方、精神疾患等で通院する児童生徒が大幅に増加
⇒ 校舎は、現在の児童生徒にとって教室が狭く、体育館や給食設備の未設置



主な教室、特別教室の状況

※ 県平均：県立特別支援学校の平均面積

教室等	面積 (県平均) [㎡]	室数	教室等	面積 (県平均) [㎡]	室数
小学部教室	26.0 (40.2)	2	理科室	29.0 (52.9)	1
中学部教室	26.0 (40.2)	3	図書室	29.0 (32.8)	1
高等部教室	47.6 (40.2)	3	家庭科室	44.0 (53.2)	1
音楽室	44.0 (85.7)	1	木工室	29.0 (107.5)	1
美術室	67.7 (70.0)	1	マルチパーパスホール (体育で使用)	210.0 (521.0)	1

2 これからの若槻養護学校の学校づくりのコンセプトと実現に向けた取組

※ 枠内は、コンセプト実現のための具体的な方向性

コンセプト1 可能性が最大限伸びる学び



- 慢性疾患や精神疾患、重症心身障がい等の児童生徒が安心して通えます。

- ・情緒が不安定になった児童生徒がクールダウンできる個別スペース
- ・小集団の中で安心して学べるよう、小・中学部は6人以下、高等部は8人以下の学級
- ・ユニバーサルデザイン化の観点を踏まえた整備

- 病気や障がいと上手に付き合いながら学ぶ意欲や学力が伸びます。

《教科学習》

個々の学力に応じた学習の充実

- ・学習の空白や遅れに配慮した、習熟度別の小集団学習の充実

多様な学び方の保障（ICT 機器の活用）

- ・友達に伝え学び合える電子黒板等の活用や ICT 機器を活用したリモートでの授業

《自立活動》

病気や障がいに関する自己理解の促進

- ・自身の病状や発達の特徴、薬の効能や服用等に係る学習、ストレスマネジメント教育等

社会性やコミュニケーション力の伸長

- ・社会性やコミュニケーション力を伸ばせる少人数での SST 等の学習

のぞみ部における学びの充実（ICT 機器の活用）

- ・最先端の ICT 機器等を活用した的確な実態把握に基づく、個々の感覚機能を高める学習

- 必要な学習環境が整備された特別教室で、思考力、表現力、体力が高まります。

- ・専用の設備の整った理科室、音楽室、体育館、図書館等で学習



コンセプト2 共生社会の実現に向けた協働の学び

- 病気が回復した際の円滑な復学を実現します。

- ・保護者、前籍校、市町村教育委員会等の連携による復学支援

- 地域と共に学び、地域と繋がります。

- ・居住地域の仲間との交流活動（副学籍制度の推進等）

- ・上野地区の住民との交流（地域の文化祭、保育園や老人ホームでの実習や劇公演）

- それぞれの願いに応じた卒業後の自立と社会参加を実現します。

自己肯定感の向上

- ・作業学習で製品を対面販売、エクセル検定など様々な資格取得を目指した学習

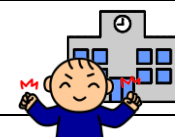
自己理解に基づいた進路選択

- ・生徒自身の特性理解、リモートワーク等も含めた作業学習や現場実習等の充実

コンセプト3 病弱の教育的ニーズに対応する専門性の向上

- 専門性の高い教育が受けられます。

- ・医師等と連携した事例検討や研修等の充実



コンセプト4 身近な地域での学びの充実

- 東北信地域の病弱や発達障がいのある児童生徒が、在籍校で適切な支援を受けながら学べます。

- ・病弱の児童生徒の在籍校の教員に対して巡回相談支援を行い、在籍校の対応力を向上

3 若槻養護学校の環境整備に関する基本的な考え方

(1) 設置場所について ～ 保護者の意向や以下のような点も踏まえ、現地を設置場所に ～

① 東長野病院との連携

- ア 小児科医や発達障がい専門医と連携し、若槻養護学校で学ぶ入院生や通院生の学びを支援
- イ 東長野病院の発達障がい専門医からの助言により若槻養護学校の専門性の向上を図り、東北信地域の病弱や発達障がいのある児童生徒への相談支援の充実

② 地域との連携

- ・近隣の保育園や老人ホームでの実習や劇公演
- ・進路選択に向けた近隣の保育園や老人ホームでの実習

③ 地域の公共施設等の活用

- ・東長野病院の体育館や近隣の昭和の森公園グラウンドの活用
- ・昭和の森公園遊歩道を利用（心身のリラックス）

④ 用地等の状況

- ・地盤は強固であり、水害の危険はなし

(2) 施設設備の整備方法

以下の理由から、抜本的な整備に向け、既存施設の活用ではなく全面改築を検討

- ・主に軽量鉄骨造で建築された校舎は老朽化が著しく、床の傾き、壁や屋根のひび割れなどが深刻
- ・長期入院の児童生徒が減少する一方、発達障がいを起因とする精神疾患等で通院する児童生徒が大幅に増え、建築当時、長期入院生の学びの場として小さめに作られた校舎は、現在の児童生徒にとって教室が狭く、給食設備が未設置

(3) 国の特別支援学校設置基準との整合

- ・国の特別支援学校設置基準を踏まえ、若槻養護学校の学びの改革の実現と、学びの改革を支える環境整備を推進

長野県松本養護学校整備基本方針【概要版】

1 松本養護学校の整備に係る現状と課題等

(1) 松本養護学校の概要

- ・開校時(S47)64人の児童生徒数は年々増加し、S56年には想定していた160人を上回る
- ・H10年頃から教室不足が深刻となり、軽量鉄骨造の校舎を増設、職員室や特別教室を教室へ転用
- ・H30年度からの中信地区特別支援学校再編整備計画によりH29年度292人からR3年度203人

(2) 松本養護学校に今後期待される役割（松本圏域南西部の知的障がい特別支援学校）

- ・知的障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた専門的で質の高い教育を提供
- ・地域の小・中学校等の専門性の向上を図り、知的障がいのある児童生徒が安心して身近な地域で学べる環境づくり



(3) 松本養護学校の学びに係る現状と課題

① 可能性が最大限伸びる学びに関して

《小・中・高等部の学び》

○ 生活単元学習

- ・児童生徒の想いに寄り添った活動や支援、教材等の工夫
⇒ 単元後半に向けて、児童生徒がさらに意欲的に取り組めるような授業づくり

○ 作業学習

- ・木工や農耕などの伝統的な作業学習により、多様な障がいのある生徒が自己の力を発揮
⇒ 産業構造の変化や生徒の興味に応じた作業学習の工夫

○ 教科学習・自立活動

- ・音楽と体育の授業は学級や学年等の集団で体育館や音楽室の他に廊下や普通教室等を活用
- ・個別学習の時間に個々の教育的ニーズに応じて教室内を簡易なパーテーションで区切る
⇒ 児童生徒が教科の楽しさや専門性に触れ集中して学習できる授業づくりが必要

《ひまわり部の学び》

- ・医療的ケアの必要な子どもが6割を越えており、体調管理に配慮した日課や支援を実施
⇒ 安全安心な教育環境のもと外界認知や意思表示の力などの伸長を育む学習の充実

② 共生社会の実現に向けた協働の学びに関して

《交流及び共同学習・地域との連携》

- ・隣接する今井小学校や地域の方等との交流を定期的に行っており、交流を楽しむ姿
⇒ 地域とつながり、地域の方に主体的な姿を知っていただく日常的な交流の実施

③ 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上に関して

- ・障がいの多様化、重度・重複化への対応として、職員研修等を実施
⇒ 専門性の高い教員の育成やチームとしてのサポート体制の強化による教員個々の専門性向上

④ 身近な地域での学びの充実に関して

- ・幼稚園、保育園・小学校・中学校・高等学校等から、障がいのある幼児児童生徒の理解・支援、就学、進路に関する教育相談が多数
⇒ 松本養護学校の相談体制の強化と幼保・小・中・高等学校において特別支援教育を推進する人材の育成やすべての教職員の理解の浸透等に関わるサポートが必要

(4) 松本養護学校の環境整備に係る現状と課題

- ・H15～18年度に校舎の一部について屋根や給排水設備の改修、壁の木質化などの大規模改修
- ・老朽化による雨漏りや水道設備の不具合などが常態化
- ・児童生徒数は現在も開校当時の想定と比べて40人以上多い状況であり、開校当時の広さのままの体育館や音楽室等は十分な学習スペースの確保が困難
- ・障がいの多様化、重度・重複化が進む中、普通教室を改修した重度重複障がい教室や教室転用を繰り返したことにより点在化してしまった作業室など、教育環境の整備が未整備

- ① 小学部のみ職員室あり。中学部・高等部は教室内に教員の執務机を置いており、教室が手狭
- ② 小・中・高等部ごとにまとまった教室配置が困難で同じ部の教室が複数の棟に点在
- ③ プレイルームが全校（小・中・高・重度重複部共用）で1つ
部や学年単位で長期間の集団学習を行う際、教材等を常設できず活動に制限が必要
- ④ 体育館、音楽室が全校で1つしかない上に狭隘
使用可能な日時や時間帯、人数に制限がある上、人の往来のある中央ホールを代用
- ⑤ 小・中学部用の図工室を高等部の作業室に転用
- ⑥ 図書室の一部を多目的トイレに転用
複数の児童生徒が同時に閲覧できない
- ⑦ 個別学習の時間は、教室内を簡易なパーテーション等を活用

R2年度配置図



2 これからの松本養護学校の学校づくりのコンセプトと実現に向けた取組

※枠内はコンセプト実現のための具体的な方向性

コンセプト1 可能性が最大限伸びる学び

○ 知的障がいや重度重複障がいのある児童生徒が安心して通えます。

- ・1教室の人数を小・中学部は6人以下、高等部は8人以下の学級
- ・情緒が不安定になった児童生徒が落ち着ける部屋でのクールダウン

○ 友達と一緒に意欲的に学ぶ中で、表現力や創意工夫の力、社会性が伸びます。

- ・小・中学部専用のプレイルームや高等部専用の集会室でレクリエーションや行事に向けた授業
- ・作業室を近くに配置し、お互いの製品や取組を認め合える授業

○ 教科の専門性や楽しさに触れながら知識や技能、思考力、判断力、表現力が伸長します。

- ・専用の特別教室で個々の実態に合った専用の教材を使った授業

○ ICT機器を活用した分かりやすく楽しい授業により、意欲が向上し学びが深まります。

- ・1人1台端末や視線入力装置等のICT機器を活用した学習

○ 好きな図書教材を使った学習により、学ぶ喜びを味わい知的好奇心が向上します。

- ・ゆったりと好きな本を読み、ボランティアによる読み聞かせや大型スクリーンで動画視聴

○ 一人ひとりの特性に応じた個別学習を通して、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する力が伸びます。

- ・集中できる個別学習スペースで個別学習
- ・自己の保有する感覚機能高められるよう、揺れや光、音などの刺激に集中できる環境で学習

○ 現代の生活様式に合った新しい寄宿舎で、生活スキルや社会性等の力を養います。

- ・現代の生活様式に合った設備を整えるとともに、安全安心で家庭的な心地よい環境づくり

コンセプト2 共生社会の実現に向けた協働の学び

○ 今井保育園や今井小学校、地域の方を身近に感じ共に学ぶ喜びを実感できます。

- ・今井小との交流（休み時間など、遊具や水遊びコーナーでの遊び）
- ・今井地区の住民との交流（地域交流スペースでの交流や作業製品販売会等）

○ 副学籍校交流などにより、地元の友達との相互理解が深まり所属意識が高まります。

- ・居住地の仲間との交流活動（音楽会等の行事参加、同時双方向型テレビ通話による日常的な交流等）

○ 自分の得意を生かした作業学習に取り組み、自立と社会参加につながる力が育ちます。

- ・地域の企業等と連携した生徒の興味関心や産業構造の変化に応じたサービス業等の作業種の導入

○ 地域で働くことのやりがいや地域の方と学ぶことの楽しさを実感できます。

- ・地元の農家の方と連携した農作物等の栽培や、切り干し大根、干し柿といった加工品の製造や販売
- ・学校で学んだビルクリーニングの技術を生かした公民館の清掃等

コンセプト3 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上

○ 専門性の高い教育が受けられます。

- ・専門性サポートチームを組織し、以下のようなサポートを実施
(計画的な研修、個別の指導計画の作成・評価・修正の助言、授業づくり・教材教具づくりの支援)

コンセプト4 身近な地域での学びの充実

- 知的障がいのある児童生徒が身近な地域で専門的な教育を受けられます。

地域のネットワーク構築

- ・ 松本養護学校がキーステーションとなり、地域の教育、医療、福祉関係者の連携を推進

3 松本養護学校の環境整備に関する基本的な考え方

(1) 設置場所について ～ 地域との連携による教育効果等を踏まえ、現地を設置場所に ～

① 地域の理解や意向

- ・ 開校にあたっての今井地区の住民の方々の理解と協力（農地の提供等）
- ・ 今後も交流の継続や拡充の意向あり

② 地域との連携

《同世代の友や地域の方との相互理解》

- ・ 今井保育園や今井小学校の子どもと休み時間などに遊具やビオトープで遊ぶ等の交流
- ・ 地域の方をお呼びして地域交流スペースでカフェや作業製品の販売会

《地域の方と協働して活動する意欲の高まり》

- ・ 地元の農家と協働で農作物等の栽培や販売等
- ・ J A今井の方を講師とした稲作り、ビルクリーニングの技術を活かした公民館の清掃等

③ 地域の公共施設の活用

- ・ 隣接する今井体育館や今井運動広場の借用により、整備費用の削減や校地の有効活用

(2) 施設設備の整備方法

- ・ 平成15年度から18年度にかけて一部校舎の内装や屋根、給排水設備の大規模改修を実施
- ・ 既存校舎を最大限有効活用するとともに、これからの松本養護学校の学校づくりのコンセプト実現に向け、必要な増築を含めた施設設備の整備を検討

(3) 国の特別支援学校設置基準との整合

- ・ 国の特別支援学校設置基準を踏まえ、松本養護学校の学びの改革の実現と、学びの改革を支える環境整備を推進

1 目的と経過

これからの学びにふさわしい学習空間について検討するとともに、効率的な施設の整備・維持管理手法について、建築、財政(官民連携)、環境、防災、教育等の専門家を招き、外部有識者により多角的に検討。

2 検討内容のまとめ

テーマ：変化の激しい予測困難な時代を生きていく、未来の子供たちのための「これからの学校づくり」 ← 建築家等による県立学校全体のデザインや整備方法についての議論は、全国的に珍しい取組。

これまでの学校（代表的な県立学校）

画一的な教室が並ぶ 移動だけの廊下



空間のデザイン（どのような考えに基づき、どのような空間をつくるのか）

○空間デザイン（構成する4つの要素）

- 学習空間**
知識を蓄える学びから、能動的な活動により理解を深める「探究的な学び」の実現
課題発見・調べ学習、グループワーク、発表、様々な学習スタイルに対応する空間
- 生活空間**
リラックスし、生徒交流等を生む生活空間
居心地を良くし、快適な学校生活が過ごせる空間へ
- 執務空間**
教科毎研究室の分散配置から、教員全員が集う大職員室の設置へ
教員間の意見交換等を容易にし、生徒が相談しやすく自主的な学習を手助け
- 共創空間**
地域や社会の方が学校に来訪し、一緒に考え、何かを創造する地域連携協働室等

○空間を補助する要素

屋外とのつながり
テラス・バルコニー等の外部空間により、多様な学びや気付き、自然への探求を生む

家具の役割
使われる家具も一体的に設計・整備。空間での活動を左右する重要な要素

○空間の配置

多用途に使える空間
いくつかの用途が重なる空間の「重ね使い」による、多様な学びへの柔軟な使い方

空間を有機的につなげる 「ハブ」の重要性
空間を結び付けることで、教科の枠を超えた融合的な学びを実現。多様な授業形態へ

○質の高い豊かな空間

居心地が良い空間 季節を感じる通風や自然光による快適で居心地が良い空間

音や熱への配慮 オープンな空間づくりと学習に集中できる環境づくりの両立

断熱性の向上 空調設備を有効に機能させ、外気温の影響を減。省エネにも寄与

ユニバーサルデザイン 地域の様々な方が使う視点⇒生徒教職員にも使いやすい

○長期的な視点による施設整備計画

維持管理 維持管理の容易さ、将来的に発生する修繕費用等の低減

自然エネルギーの活用 自然を利用するパッシブソーラーと機械設備による制御

変換性の高さ 日常的なものから長期的な期間まで、タイムスパンに応じた変換性

持続可能な社会、SDGs 持続可能な社会の実現に向けて、学校を通してのSDGs

これからの学校（検討内容のイメージ）



①学習空間：図書メディアラーニングセンター

②学習空間：小教室

③FLA(フレキシブルラーニングエリア)

④生活空間：ラウンジ・ロッカー

⑤執務空間：大職員室

⑥共創空間：地域連携協働室

準備の方法（これからの学校を整備していくための手法や仕組みづくり）

○地域と共生する学校

社会的資産 地域施設として求められる機能、地域状況に応じた適正な規模

長野県の多様性 地域で異なる自然環境、文化、風土、歴史等を読み解く

複合化や共有化 地域施設との複合化、学校間での施設の共有化等の検討

防災拠点としての施設 避難場所として利用される可能性も考慮、災害リスクへ備え

○新型コロナウイルスとこれからの学校

「感染症対策」 学習空間のゆとり、空間の変換性、換気・通風の重要性

「リアルとバーチャル、双方のバランス」、「かけがえのない学校」

固定化されたものから自由で柔軟なカタチへ。「学校」でこそその学びや経験

「プロポーザル方式」等、優れたアイデアや高いデザイン力を活用する
多様な個性を持つ地域の特色等を生かした地域に親しまれる学校づくり

整備後の学校運営、デザインされた学校を使いこなす仕組みづくり
コンセプトを実現する「ヒト(教職員)」の重要性、設計意図を施設管理者に伝える

○整備の手法
「PPP・PFI」施設整備、維持管理及び運営における民間活力等の活用

「PFI以外の民間活力」等の検討
少子化が進む中、地域施設として共同利用、民間資金・ノウハウ活用を検討

空間デザイン等の検討内容をよりイメージしやすくなるよう 模式図で表現

1 目的と経過

これからの学びにふさわしい学習空間について検討するとともに、効率的な施設の整備・維持管理手法について、建築、財政、官民連携、環境、防災、教育等の専門家を招き、外部有識者により検討。新しい学校のすがたを提案。

2 検討内容のまとめ

■空間デザイン 構成する4つの要素

Table with 4 columns: 1 学習空間 (Learning Space), 2 生活空間 (Living Space), 3 執務空間 (Office Space), 4 共創空間 (Co-creation Space). Each column contains diagrams and text describing the space's function and design goals.

■空間を補助する要素

Table with 4 columns: 1 屋外とのつながり (Connection with outdoors), 2 家具の役割 (Role of furniture), 空間の配置 (Space configuration), 2 空間を有機的につなげる「ハブ」の重要性 (Importance of organic connection hubs).

■質の高い豊かな空間

Table describing high-quality space with text: 学校での一日を快適に過ごすために、心地良いと感じられる質の高い豊かな空間を生み出す. Includes a diagram of air/light flow and a list of goals (A-O).

■長期的な視点による施設整備計画

Table describing long-term facility planning with text: 計画の段階で、維持管理、自然エネルギーの活用、フレキシビリティ、持続可能性等、これからの時代の変化に柔軟に対応できるよう検討. Includes a diagram of environmental factors and a list of goals (A-O).

■地域と共生する学校

Table describing school-community coexistence with text: 地域の施設として求められる機能 適正な規模. Includes a list of goals (A-K) and disaster preparedness measures.

■整備の手法

Table describing implementation methods with text: 整備手法の検討 (PPP、PFI等). Includes text about school education law and PFI usage, and mentions PFI以外的民間活力.

■改築、大規模改修、長寿命化改修

Table describing renovation and major repairs with text: 改築 改築や再編統合などの際は、敷地の選定を慎重に行う. Includes text about cost and structural considerations.

■改築、大規模改修の進め方

Table describing renovation process with text: 外部専門家の活用 学校や地域の方の立場を調整し、新しい学びに対応する施設に熟知した外部の専門家を、構想段階から活用する.

■設計コンセプトを活かした学校運営

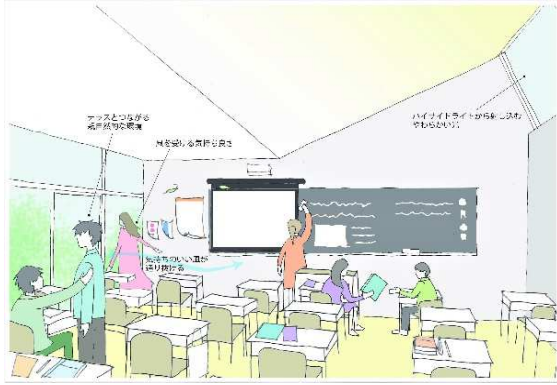
Table describing school operation with text: 新たな空間でどのような学びを展開するか、教職員の意識が重要. Includes text about design goals and university collaboration.

■県全体計画との整合性

Table describing consistency with county plans with text: 長野県ファシリティマネジメント基本計画 中長期修繕・改修計画 (個別施設計画) 第3次長野県教育振興基本計画.

3 検討委員会の委員

赤松 佳珠子(委員長):学校建築・デザイン、大竹 弘和:官民連携、荻原 白:建築、阪本 真由美:防災、竹内 昌義:建築・環境、茅野 英一:財政、柳澤 要:建築・計画、内堀 繁利:高校教育、矢野口 仁/片桐 俊男:特別支援教育



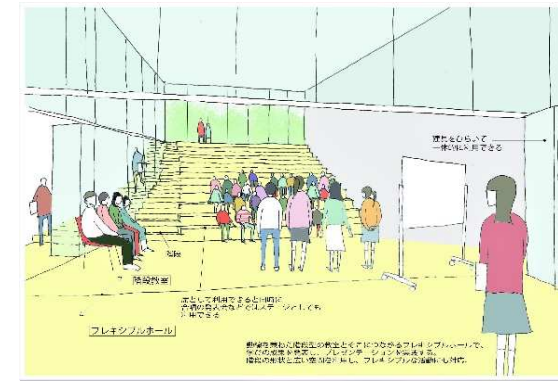
①普通教室



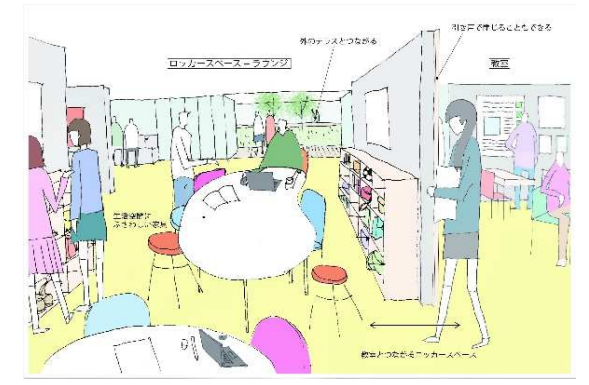
②小教室



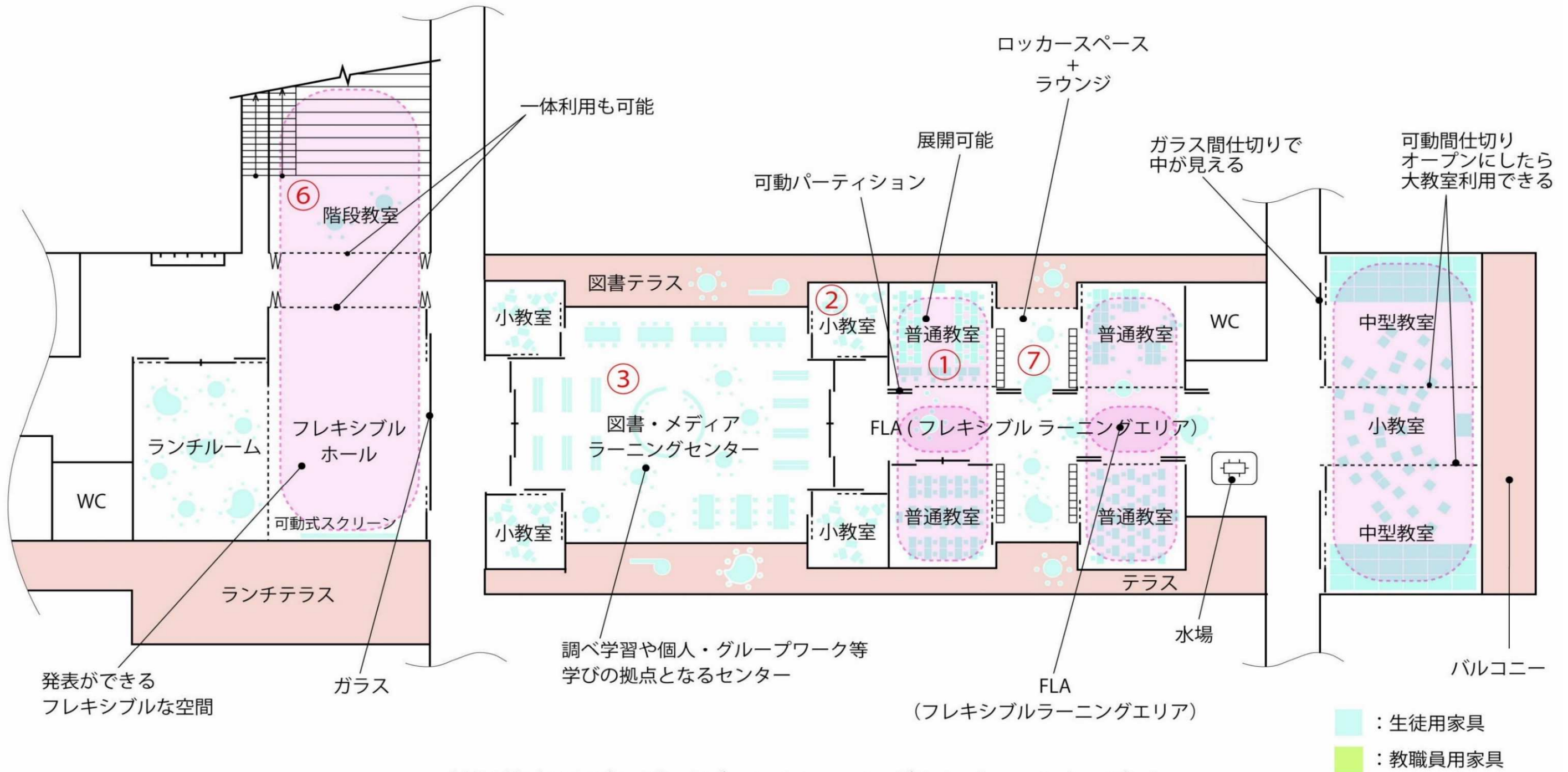
③図書・メディアラーニングセンター



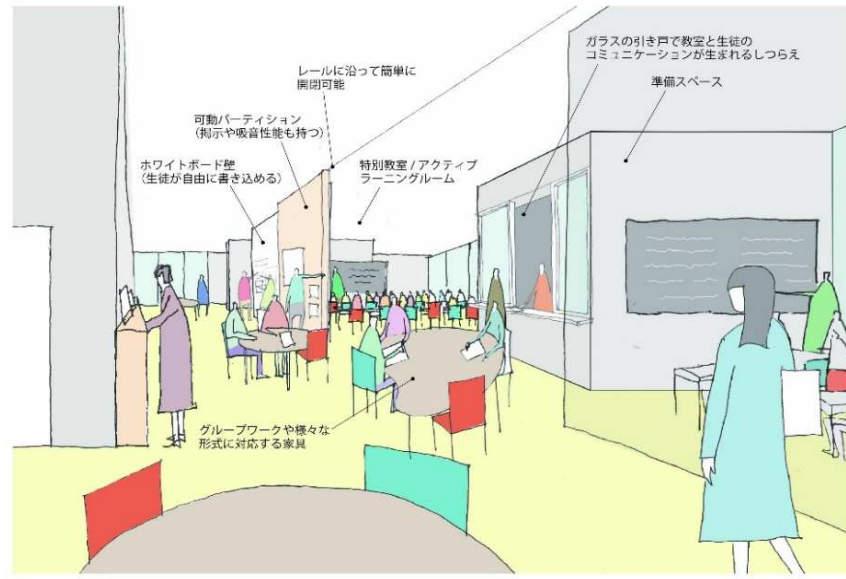
⑥階段教室とフレキシブルホール



⑦ロッカースペース+ラウンジ



普通教室及び図書メディアラーニングセンターイメージ図



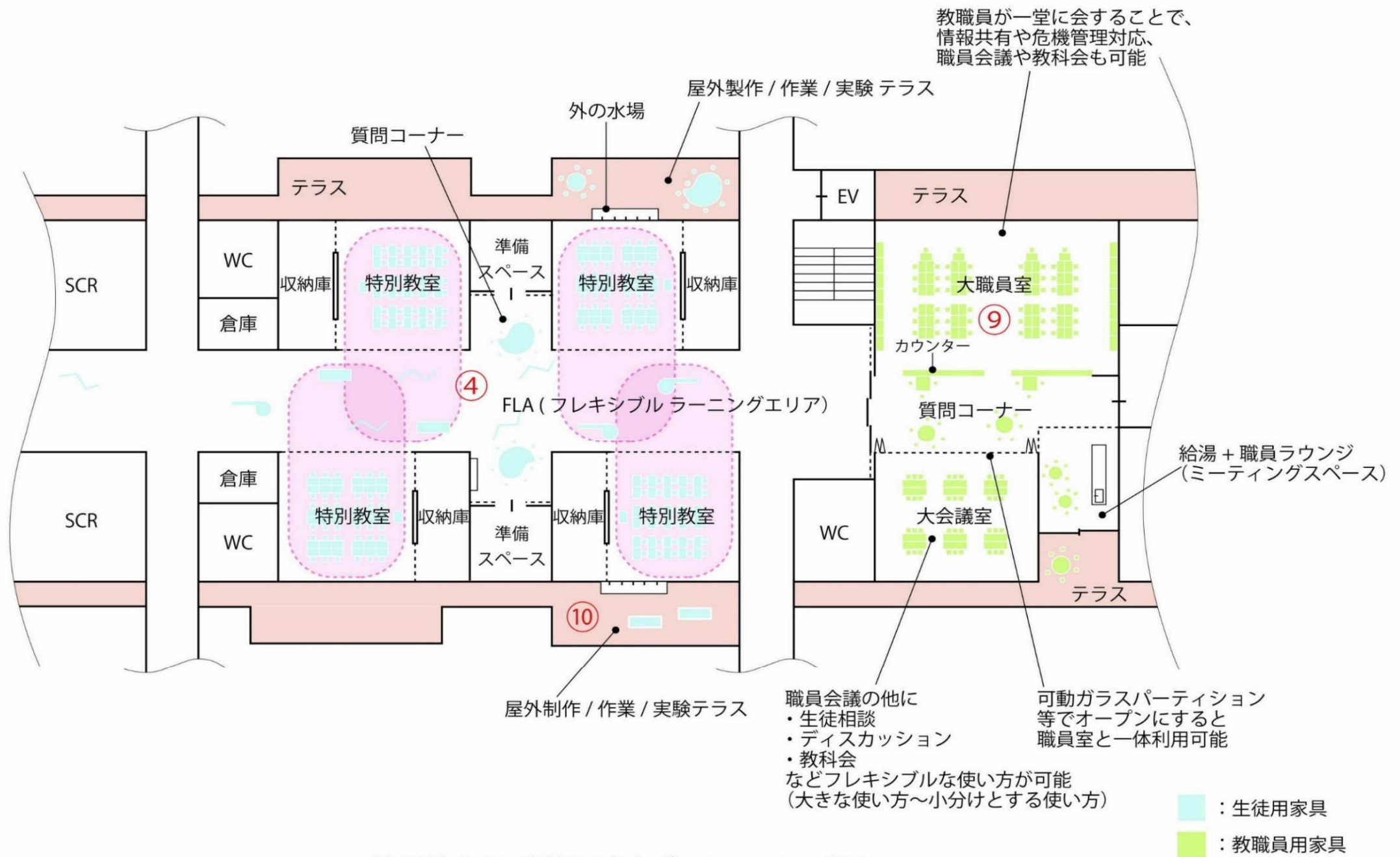
④FLA(フレキシブルラーニングエリア)



⑨大職員室



⑩テラス



特別教室 及び 管理諸室ゾーンイメージ図



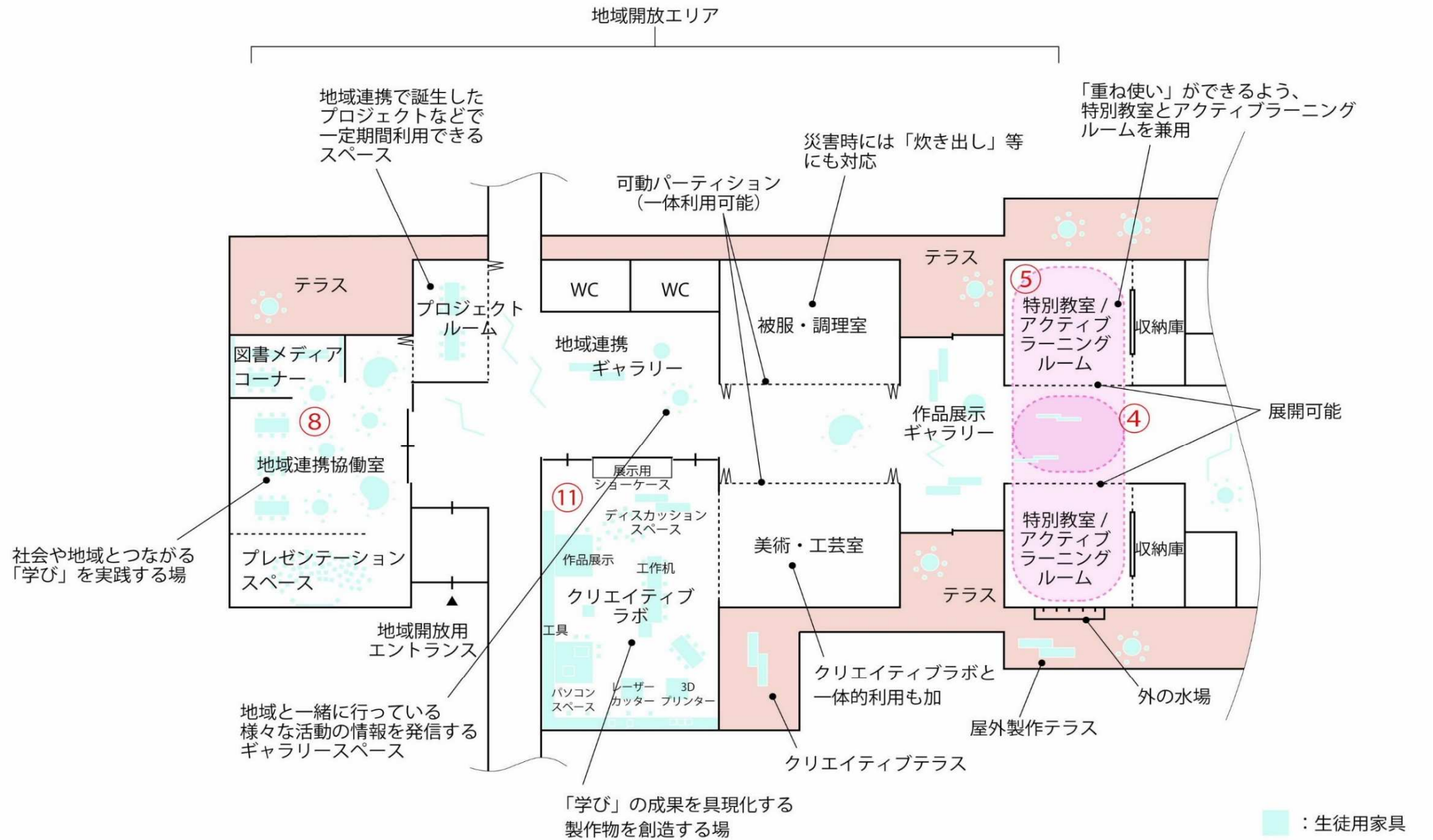
⑤特別教室／アクティブラーニングルーム



⑧地域連携協働室



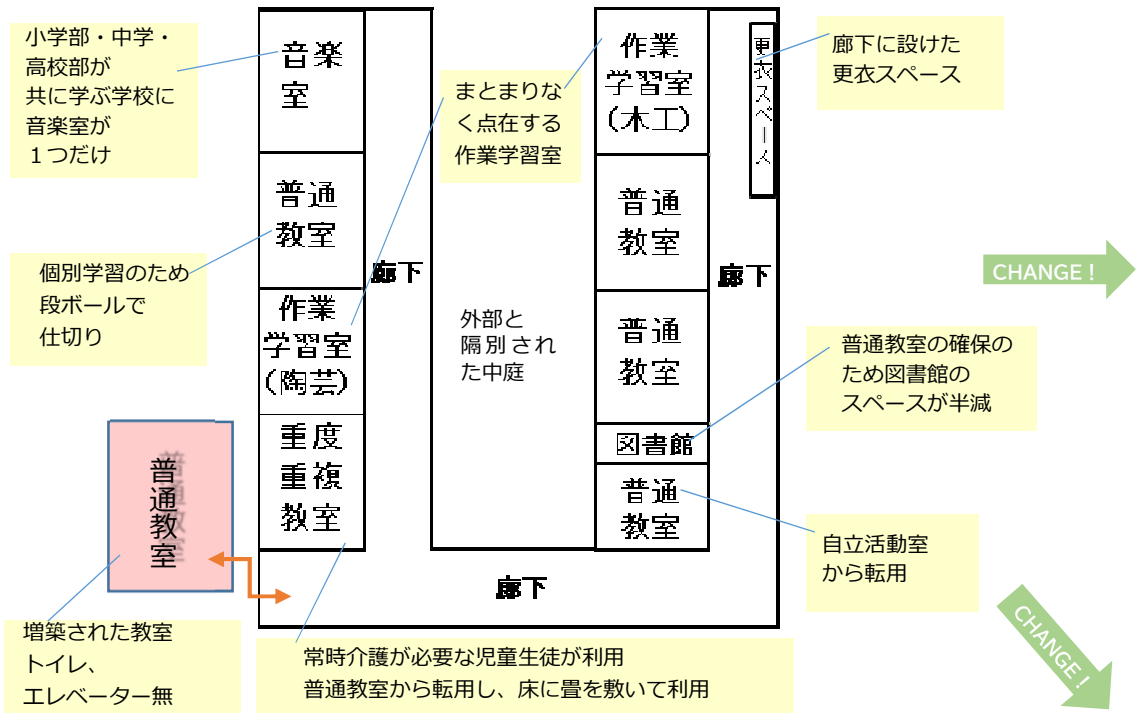
⑪クリエイティブラボ



特別教室・アクティブラーニングルーム及び地域連携協働室イメージ図

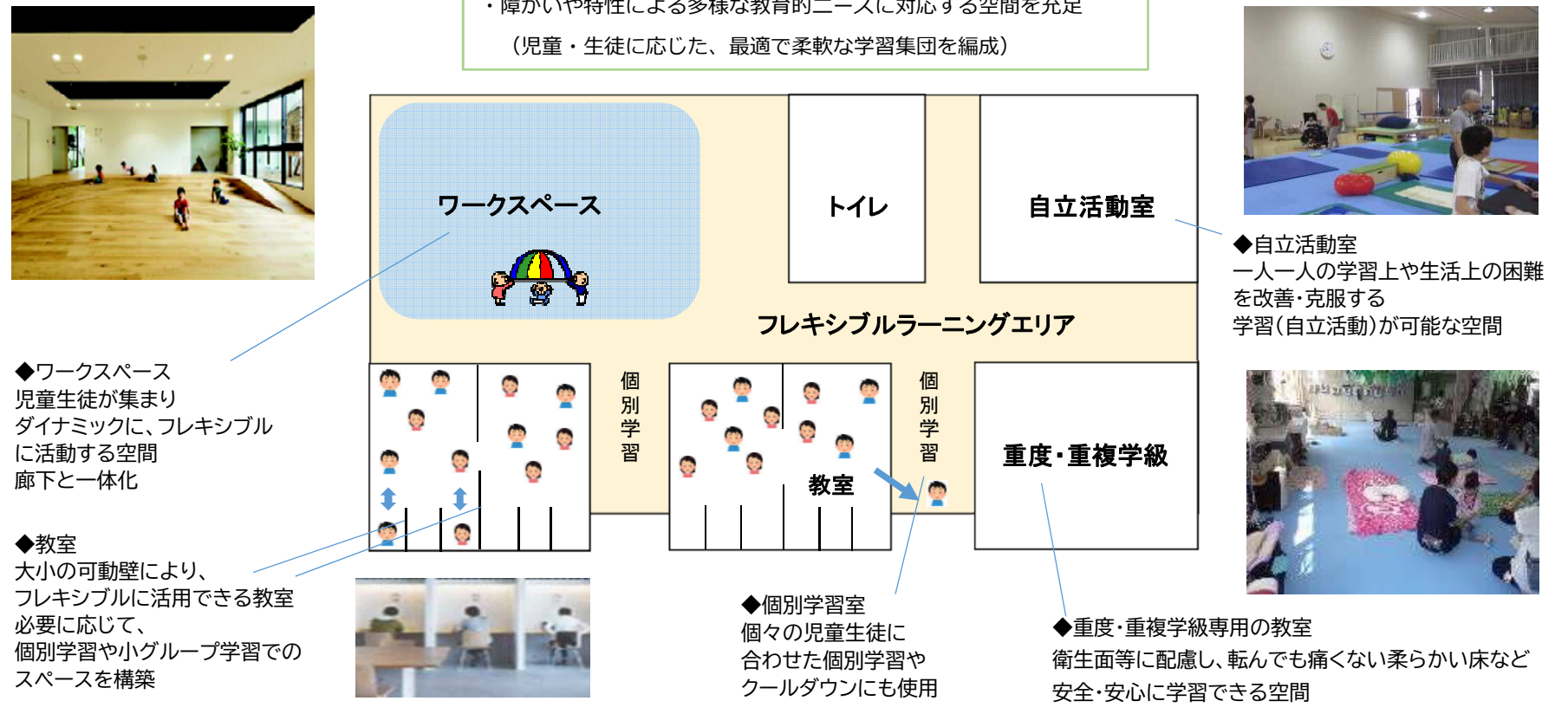
これまでの特別支援学校

- ・画一的な教室と移動だけの廊下
- ・児童生徒の増加による教室不足
- ・段差や勾配、幅狭な出入口、廊下などのバリア



これからの特別支援学校

- ・障がいや特性による多様な教育的ニーズに対応する空間を充足 (児童・生徒に応じた、最適で柔軟な学習集団を編成)

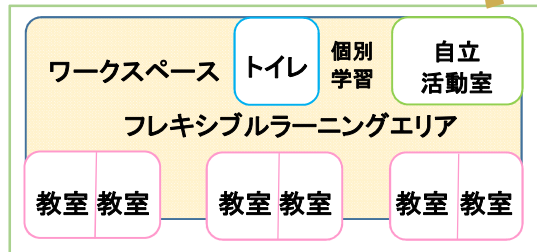


ユニット展開による 空間の整理・整頓

教室配置

- ◇ 学びの活動単位によりユニットを構成し、わかりやすく、活動しやすい空間の実現 ユニットの展開による整然とした教室等の配置
- ◇ 個別学習や集団学習にも対応できるフレキシブルな活用が可能な空間

1ユニット(例)



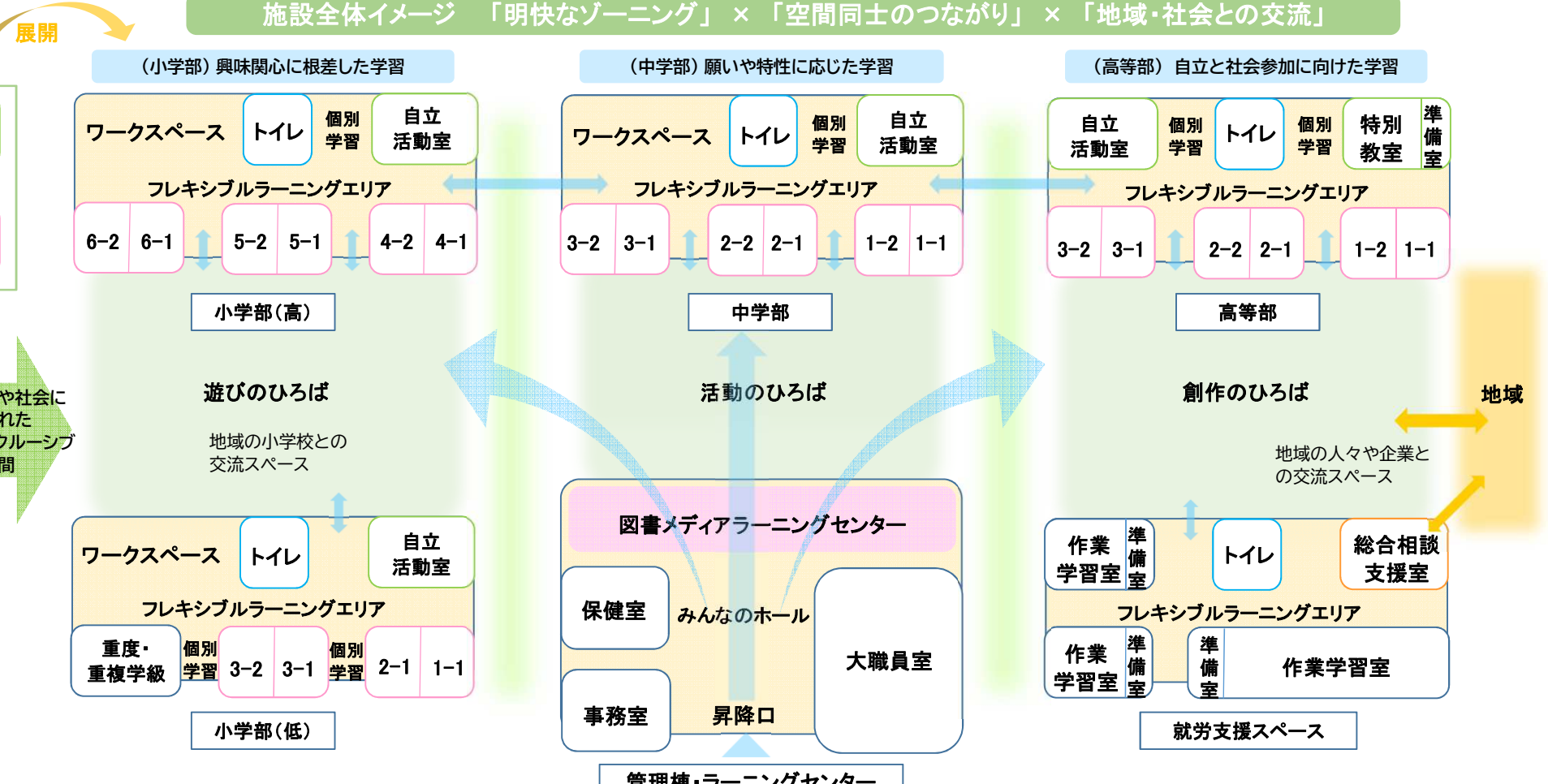
校舎配置

- ◇ 小学部・中学部・高等部ごとのまとまりのある空間をつくり、部ごとの学びや活動のしやすさを支援 (年齢に応じた学習空間) × (年齢を超えたつながり)
- ◇ 地域や社会に開かれたインクルーシブな空間 (ひろばを活用した 地域の方との交流や協働活動等)



◆活動のひろば 児童生徒同士が交流したり、地域の学校、人々、企業等とつながる空間

施設全体イメージ 「明快なゾーニング」 × 「空間同士のつながり」 × 「地域・社会との交流」



「Big tree for Children and Students」 大きな樹木のように、多様性を包み込み、さまざまな子供たちが育っていくイメージ

4文科初第375号
令和4年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

記

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとして記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い

通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 3191, 3195)

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局財務課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 2072, 3746)

E-mail: zaimu@mext.go.jp

令和3年度 特別支援学級及び通級による指導の実態調査の結果について

令和4年4月

1. 調査の趣旨

令和3年1月、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、①国が作成している教育支援資料の内容を充実する必要があることや、②その際、特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による指導の対象とすることを検討することもありうることを示すことが考えられる、との提言がなされた。

これを受け、文部科学省は、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供が図られるよう、令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」を改訂し、就学先決定の具体的なプロセス等について周知してきたところである。

本調査は、こうした状況も踏まえ、特別支援学級及び通級による指導の実態等を把握することで、今後の特別支援教育施策の参考とすることを目的として実施したものである。

2. 調査の概要及び項目

(1) 調査の概要

各教育委員会の過重な負担を避ける観点から、抽出による書面調査を実施。具体的には、全児童生徒数に占める特別支援学級在籍児童生徒数の割合が高い10の都道府県及び政令指定都市¹(以下「都道府県等」という。)を抽出し、当該都道府県等に所在する、全児童生徒数に占める特別支援学級在籍児童生徒数の割合が高い一部の公立小中学校を対象とした。

その後、書面調査の結果も踏まえ、一部の都道府県等に対して個別ヒアリングを実施した。

(2) 調査項目

	調査項目
書面調査	① 基礎データ(特別支援学級に在籍する児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数等) ② 学びの場の決定にあたって参照する自治体独自の基準 ③ 特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程の編成状況や、交流及び共同学習の時数の決定に当たっての考慮事項の有無 等
個別ヒアリング	① 就学先決定の具体的なプロセス ② 授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒への学びの保障の確認 ③ 授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒について、通級による指導としない理由(知的障害以外) ④ 通級による指導を円滑に実施する上での課題や工夫 等

¹北海道、新潟県、長野県、大阪府、徳島県、佐賀県、熊本県、沖縄県、大阪市、岡山市。令和2年度学校基本調査に基づき選定。

3. 調査結果のポイント

(1) 書面調査の結果のポイント

①基礎データ

特別支援学級のうち、在籍児童生徒数の多い障害種は、知的障害、自閉症・情緒障害であった。また、通級による指導については、学習障害が最も多く、時数は週1～2単位時間が大部分であった。(参考1を参照)

②学びの場の決定にあたって参照する自治体独自の基準

例えば、特別支援学級等で少人数指導が適当と思われる児童生徒の観点を、障害種別に示すといった工夫を行っている市町村も見られた。

③特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程の編成状況や、交流及び共同学習の時数の決定に当たっての考慮事項の有無

調査対象となった特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程について調査したところ、総授業時数の半分以上を交流及び共同学習として通常の学級で過ごしている児童生徒の割合は、小学校は54%、中学校は49%という結果となった。

また、同割合を都道府県等別に見ると、最大値は97%である一方、最低値は3%であった。(同割合の障害種別・学年別の結果は、参考2及び参考3を参照)

更に、調査対象のうち4割強の市町村から、交流及び共同学習の時数の決定に当たっての考慮事項があるとの回答があった。

(回答例)

- ・ 交流及び共同学習の時数について、保護者の同意を得て決定している
- ・ 交流及び共同学習は、週の授業時数の半分以上を上限としている
- ・ 特別支援学級で実施する授業時数が週5時間を下回らないようにしている
- ・ 特別支援学級で実施する授業時数が週8時間を下回らないようにしている
- ・ 国語と算数については、原則として特別支援学級で実施するようにしている

この他、特別支援学級に在籍している児童生徒について、特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時数が設けられていないケースがあった。

④その他

校内委員会の判断にもかかわらず通級による指導が行われなかった児童生徒が存在し、主な理由は「保護者や本人が希望しなかったため」であった。

調査対象のうち6割程度の市町村が、他校通級にあたって保護者の送迎を原則としている。

(2) 個別ヒアリング

①就学先決定の具体的なプロセス

- ・ 例えば下記のようなプロセスで行われていた。

(例1) ①保護者と担任で話し合い→②校内委員会で協議→③市町村教育支援委員会による調査→④市町村教育支援委員会で審議・判断→⑤判断結果をもとに学校と保護者が

話し合い→⑥学びの場の決定

※上記のプロセスにおいて、保護者からの要望や児童生徒の教育的ニーズの変化などを
受けて、随時、相談を受け付け、対応している。

(例2)年に2回、全市町の就学担当者を対象に就学事務担当者会を開催し、教育支援資料
等を参考に就学に関する考え方について説明を行っている。

②授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒への学 びの保障の確認

- ・ 通常の学級では、特別支援教育支援員が授業者からの指示を受けて支援を行っている。
- ・ 特別支援学級担任と交流学級担任、特別支援教育支援員等が、個別の指導計画における
目標の共通理解を図り、その評価を行うことで確認している。

③授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒につい て、通級による指導としない理由(知的障害以外)

- ・ 保護者が当該児童生徒に、個に応じた特別な教育を特別支援学級で行う必要があると考え
ていることが多いため。
- ・ 通級指導教室の整備が十分でなかったため、学びの場を通級による指導に変更しようにも、
身近なところに通級指導教室がなく、学びの場を変更できない例があった。

④通級による指導を円滑に実施する上での課題や工夫

- ・ 他校通級について、地理的状況、冬期間の交通事情、共働き家庭の増加による保護者送迎
の困難さ
- ・ 通級指導担当教員の人材確保や専門性の担保
- ・ 通級の実施形態(自校通級、他校通級、巡回指導)について関係者の理解が不十分
- ・ 地域全体で必要な指導を実施できるよう、通級指導担当者の市町を超える学校の兼務発
令等を行っている

⑤その他

- ・ 特別支援学級在籍児童生徒が交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる際、特別
支援教育支援員等の付き添いがなく、通常の学級の担任のみに指導が委ねられているケー
スがあった。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学
級、特別支援学校という学びの場の選択肢が、本人及び保護者に明確に提示されていない
ケースがあった。

参考1:基礎データ

基礎データ (小学校)

- ◆ 特別支援学級については、717学級、4174人分の情報を収集。障害種別は知的障害・自閉症・情緒障害が大半。
- ◆ 通級による指導について時間毎に見ると、H29の全国調査と同様、週1～2単位時間が大半を占める。

	学級数	在籍児童数
知的障害	220	1356
肢体不自由	27	43
身体虚弱	34	61
聴覚	5	5
視覚	14	18
言語障害	13	51
自閉症・情緒障害	404	2640
計	717	4174

	自校通級	他校通級	巡回指導	計
言語障害	126	88	0	214
自閉症	91	5	0	96
情緒障害	140	45	3	188
聴覚	0	0	0	0
視覚	2	2	1	5
学習障害	217	12	4	233
注意欠陥多動性障害	138	19	0	157
肢体不自由	0	0	0	0
弱視・身体虚弱	0	0	0	0
計	714	171	8	893

	月1単位時間未満	月1単位時間	月2～3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間以上	計
言語障害				125	82	7	0	0	0	0	0	0	214
自閉症				44	44	8	0	0	0	0	0	0	96
情緒障害				144	30	12	1	1	0	0	0	0	188
聴覚				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚				3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
学習障害	0	0	1	111	71	22	2	23	3	0	0	0	233
注意欠陥多動性障害	0	1	5	78	55	17	0	1	0	0	0	0	157
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弱視・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	6	505	284	66	3	25	3	0	0	0	893

(注) 令和3年5月1日時点、以下同。

基礎データ (中学校)

- ◆ 特別支援学級については、271学級、1484人分の情報を収集。小学校同様、障害種別は知的障害・自閉症・情緒障害が大半。
- ◆ 通級による指導について時間毎に見ると、H29の全国調査と同様、週1～2単位時間が大半を占める。

	学級数	在籍生徒数
知的障害	91	524
肢体不自由	10	20
身体虚弱	23	63
聴覚	3	5
視覚	10	20
言語障害	1	4
自閉症・情緒障害	133	848
計	271	1484

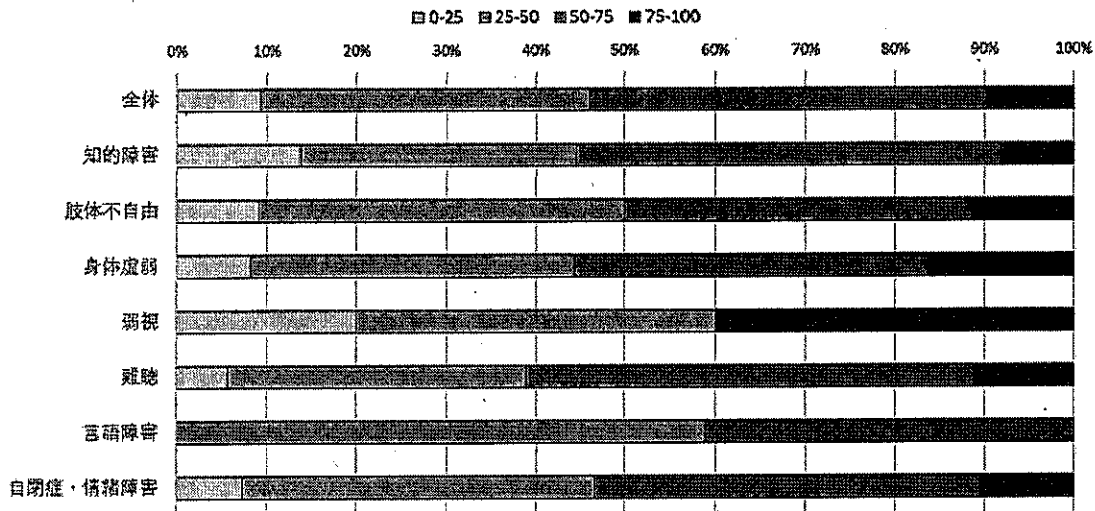
	自校通級	他校通級	巡回指導	計
言語障害	1	0	0	1
自閉症	31	4	0	35
情緒障害	34	2	0	36
聴覚	0	0	0	0
視覚	0	0	0	0
学習障害	78	3	3	84
注意欠陥多動性障害	48	2	2	52
肢体不自由	0	0	0	0
弱視・身体虚弱	0	0	0	0
計	192	11	5	208

	月1単位時間未満	月1単位時間	月2～3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間以上	計
言語障害				0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
自閉症				21	8	1	2	3	0	0	0	0	35
情緒障害				24	9	0	1	1	1	0	0	0	36
聴覚				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学習障害	0	2	0	60	12	2	3	0	1	3	1	0	84
注意欠陥多動性障害	0	2	3	15	29	0	0	1	0	0	1	0	52
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弱視・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	4	3	121	58	4	6	5	2	3	2	0	208

参考2:通常の学級における学習の割合(障害種別)

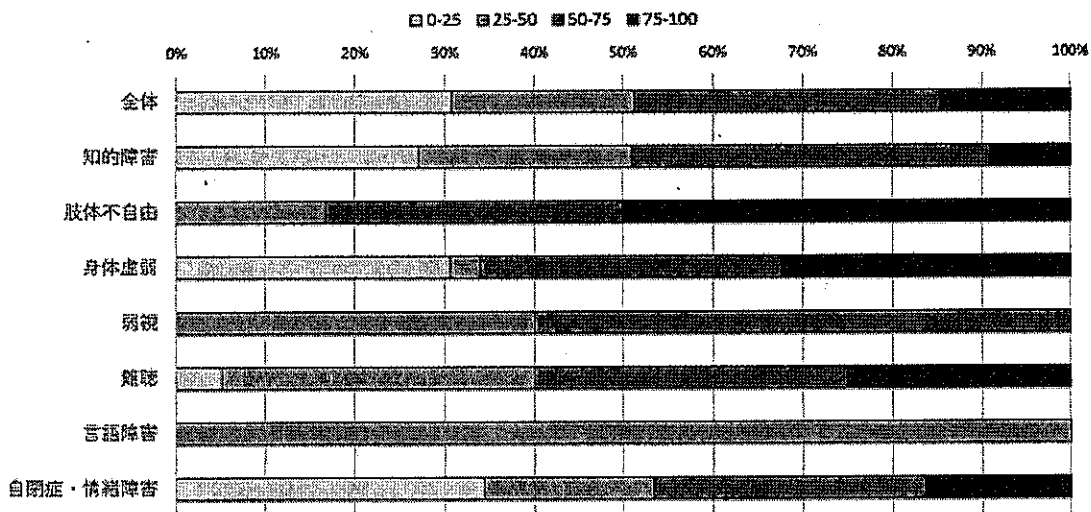
特別支援学級在籍児童の通常の学級における学習の割合(小学校・障害種別)

◆ 障害種による差は大きくない。
(弱視が他の障害種と異なって見えるのは、サンプル数の小ささに起因)



特別支援学級在籍生徒の通常の学級における学習の割合(中学校・障害種別)

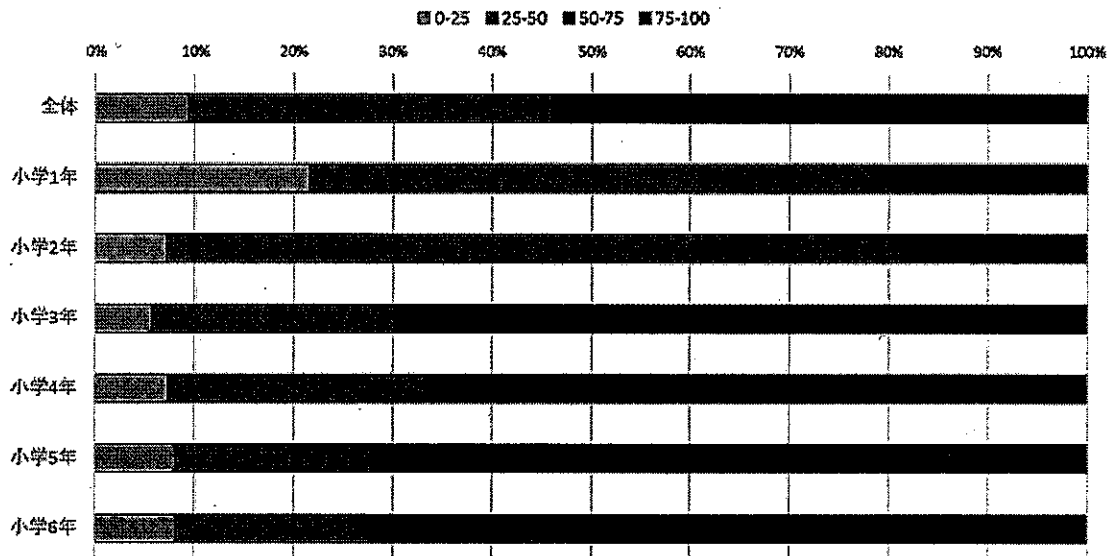
◆ 障害種による差は大きくない。
(肢体不自由が他の障害種と異なって見えるのは、サンプル数の小ささに起因。)



参考3:通常の学級における学習の割合(学年別)

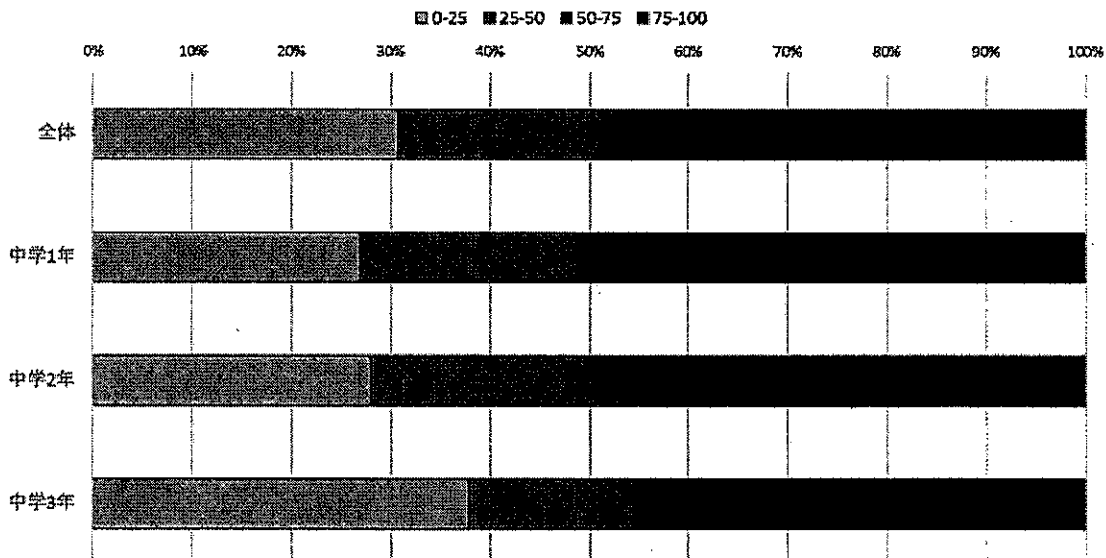
特別支援学級在籍児童の通常の学級における学習の割合(小学校・学年別)

◆ 小学3年生を境に、半分以上を交流及び共同学習として通常の学級で過ごす児童の割合が増加。



特別支援学級在籍生徒の通常の学級における学習の割合(中学校・学年別)

◆ 小学校と異なり、学年ごとの差は大きくない。



令和4年度 長野県 ICT 教育推進センター（インクルーシブ教育部門）【案】

県内で特別な支援を必要とする児童生徒が、個々の力を最大限伸ばし、生涯にわたり社会との関わりを持ち、自分らしく学び・生活できるよう次のとおり、ICTを活用した教育を推進する。

- ・ 様々な支援ツールや支援方法を検討・蓄積の上、個別の指導計画にICT活用を位置付け、「わかった」、「できた」を実感できる個のニーズに応じた ICT 教育を推進
- ・ 必要な情報を円滑に入手し、自ら判断・決定のうえ、生活ができるよう、情報保障や社会参加の観点を大切にICT 教育を推進

【実施・推進機関】

【検討機関】

○ 長野県 ICT 教育推進センター **学びの改革支援課**

<概要>
有識者の助言を受けながら長野県のICT教育の端末整備や授業への効果的な活用方法、教員研修の充実等を図り、スマートエデュケーションプロジェクトの目標を達成する。

<業務内容>
長野県 ICT 学び推進協議会の運営及び ICT に関わる学習指導、教員研修等

<職員体制>
センター長(信大次世代型学び研究開発センター長) ※ 学びの改革支援課9名

○ // (インクルーシブ教育部門) **特別支援教育課**

<概要>
特別な支援を必要とする児童生徒(特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常学級)に対するICT教育を、有識者の助言を受けながら、関係者で連携して推進

<業務内容>

- ・ 児童生徒の特性に応じたICT活用による授業等を推進するための調査、各種情報の収集・共有及び支援策の検討・共有・助言
- ・ ICT教育を推進するための運営体制や機器等の整備、教職員等への個別支援や研修会の開催等を通じた人材育成支援

<職員体制>
特別支援教育課
教育事務所指導主事(特別支援教育担当)
総合教育センター専門主事(特別支援教育担当)
特別支援学校 ICT 活用推進ブロックリーダー4人(東信、北信、中信、南信)
特別支援学校 ICT 活用推進担当19人(各校1人)

<具体的な支援内容(例)>

- ・ 児童生徒一人ひとりのニーズに応じたICT教育を推進するため、クラウドやアプリの利用、プログラミング教育の推進等
- ・ 児童生徒一人ひとりの障がいや疾病、認知特性に起因する学習上・生活上の困難を克服し、社会とのつながりを大切に生活していくため、入出力支援機器やアクセシビリティ機能の活用、ICTを活用した地域との交流等

【特別支援学校にかかわる体制】

- ・ 各特別支援学校の担任に対して、ICT 活用推進担当と ICT 活用推進ブロックリーダーが連携して支援
- ・ 「長野県特別支援学校 ICT 活用推進担当者会」(主催:特別支援教育課)を開催し、推進計画の確認・取組の報告等を実施

・ 長野県特別支援学校ICT活用推進担当者会

<取組内容>

- (1) 各校の ICT 利活用に係る推進計画等の共有・意見交換
- (2) 各校の ICT利活用の取組成果の共有・意見交換
- (3) ICT 研修の開催

<メンバー>
特別支援教育課、特別支援学校校長会
特別支援学校 ICT 活用推進ブロックリーダー4人
特別支援学校 ICT 活用推進担当19人(各校1人)

<開催>
年間4回(集合) 月1回(オンライン等)

<令和4年度 県立特別支援学校18校の主な取組>

- 情報保障と個のニーズに応じた学習環境の整備
 - ・ 入出力支援機器やアクセシビリティ機能の充実
 - ・ デジタル教科書、電子黒板、VR、遠隔コミュニケーションなどの新しい技術の活用
- ICT 活用を位置付けた個別の指導計画の作成と活用
- 各校のニーズに応じた ICT 研修の充実
- 円滑な授業運営のための GIGA スクール運営センターや各関係機関との連携

【小・中学校にかかわる体制】

- ・ 実践希望者(仮)への教育事務所指導主事と ICT ブロックリーダー等の連携した支援
 - <役割> 指導主事:主に学習面 ICT ブロックリーダー:主に機器の利活用
- ・ 長野県 ICT インクルーシブ教育推進部会と連携し、取組を推進

○ 長野県 ICT 学び推進協議会 **学びの改革支援課**

<主な協議事項>

- (1) 1人1台端末の効果的な活用
- (2) 市町村教育委員会等との情報共有
- (3) ICT の研修計画

<メンバー>
有識者、市町村教育委員会、教職員(小中学)、教育事務所指導主事、総合教育センター専門主事、関係各課

<開催> 年間4回 インクルーシブ教育部門

○ 長野県ICTインクルーシブ教育推進協議会 **特別支援教育課**

<主な協議事項>

- (1) 特別な支援を必要とする児童生徒(特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常学級)に対する ICT の効果的な活用
- (2) 自立と社会参加に向け、すべての子どもの可能性を伸ばすクラウド等の利用方法
- (3) 障がいの状態や特性及び心身の発達段階に応じたコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するため必要な環境整備

<メンバー>
有識者:
東原信大特任教授(座長)
両川特別支援教育認定協会理事
下山信大教授
村瀬 IT アドバイザー(研修講師)

特別支援教育課
教育事務所指導主事、総合教育センター専門主事
特別支援学校 ICT 活用推進ブロックリーダー代表

<開催> 年間2回

○ 長野県ICTインクルーシブ教育推進部会 **特別支援教育課**

【小中学校グループ】

- (1) ICT利活用に関する取組報告
 - ※ 特別支援学校の取組も報告(準ずる教育課程)
- (2) 部会構成員に対する研修

<メンバー>
有識者
両川特別支援教育認定協会理事
下山信大教授
村瀬 IT アドバイザー(研修講師) ほか

特別支援教育課
教育事務所指導主事、総合教育センター専門主事
特別支援学校 ICT 活用推進ブロックリーダー4人

<主な対象>
小中学校の教員
特別支援学校の教員(主として準ずる教育課程)

<開催> 年5回程度 (研修 年数回)

【特別支援学校グループ】

「長野県特別支援学校 ICT 活用推進担当者会」と合同して次の取組を推進

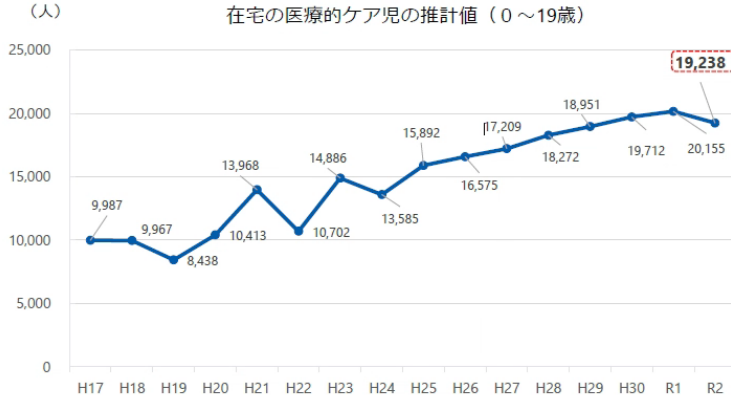
- (1) ICT利活用促進に関する取組報告
- (2) 部会の構成員に対する研修

<メンバー> ICT 活用推進担当者会と同じ

<開催> 年4回程度 (研修 年数回)

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）である。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により障害児・発達障害者支援室で作成



その他の医療行為とは、
 気管切開の管理、
 鼻咽喉頭エアウェイの管理、酸素療法、
 ネブライザーの管理、経管栄養、
 中心静脈カテーテルの管理、
 皮下注射、血糖測定、
 継続的な透析、導尿等



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

- 第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。
- 2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

（令和3年法律第81号）（令和3年6月11日成立・同年6月18日公布）

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
 - 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒ 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
 ⇒ 安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置	国・地方公共団体による措置	保育所の設置者、学校の設置者等による措置
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ○ 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ○ 相談体制の整備 ○ 情報の共有の促進 ○ 広報啓発 ○ 支援を行う人材の確保 ○ 研究開発等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所における医療的ケアその他の支援 ⇒ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置 ○ 学校における医療的ケアその他の支援 ⇒ 看護師等の配置
	医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う） <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う ○ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等 	

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

～長野県からのお知らせ～

長野県の医療的ケア児等支援の拠点 長野県医療的ケア児等支援センター を設置しました！

令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨に基づき、「長野県医療的ケア児等支援センター」を設置し、市町村や関係機関と協働・連携して、医療的ケア児とそのご家族のいのち・暮らし・成長と自立を切れ目なく支えます。

- 開設日 令和4年4月1日(金)
- 開設場所 長野県健康福祉部障がい者支援課 内
- 人員体制 センター長（障がい者支援課課長）
副センター長
医療的ケア児等支援スーパーバイザー
（医師・看護師各1名）

○ 業務内容

1) ワンストップ相談窓口の設置

ご本人・ご家族はもちろん、多様な職種・立場の方からのあらゆるご相談に応じ、解決の途を一緒に探ります

2) 助言、指導、情報提供

県内どこへでも出かけます。助言や指導、新しい制度や機器の説明、災害対策や医療安全など、知りたいことがあるとき、困ったときは、ご連絡ください。

3) 連携体制の構築

医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関の協議の場や圏域や職域を超えて支援者がつながる場を開催します。事例に応じて、必要な支援や専門機関におつなぎし、多様な制度活用や連携の好事例のご紹介をします。

4) 人材育成の推進

初めて医療的ケア児等の支援にあたる方のための基礎研修、すでに支援している方のスキルアップのための研修を開催します。



医療的ケア児等支援センターでは

あらゆる相談に応じます

ご相談は電話・Fax・メールで承ります

センター内外で協力して
よりよい回答を模索します

センターでわかることは、迅速にお答えします



センターではわからないことは、より詳しい機関、専門家の助言を得てお答えします

ご相談者のお許しを得て、必要に応じて関係者と情報共有し、切れ目ない支援、より良い支援につなげます

県内連携会議の各担当者、市町村、保健福祉事務所、県立こども病院、県医師会、看護協会、薬剤師会、歯科医師会 等

必要に応じて、スーパーバイザーが直接その場に出向いてお話を伺い、解決のお手伝いをします

様々な情報を収集・発信します

実数・実態

成人移行期支援

新しい制度

看護技術

好事例

災害対策

新しい福祉機器
医療機器

医療的ケア児等支援センター

情報誌の定期発行

研修会や圏域の協議の場で

直接訪問して情報提供

支援人材を育ててつなげます

各種研修をとおして多様な職種の人材育成と、相互理解・連携促進を行います。

医療的ケア児等を支援するために	支援のスキルアップ・ブラッシュアップに	支える人の支えあいをつくるために
医療的ケア児等支援人材育成研修	看護研修	圏域ごと・全県の医療的ケア児等支援連携推進会議
救急シミュレーション研修	定期的な事例検討会開催	看護師・発達支援の連絡会
スーパーバイザーによる訪問指導：ご希望により事業所や学校等に訪問して指導、助言をします		医療的ケア児等コーディネーター連絡会の定期開催

お問合せ 長野県医療的ケア児等支援センター（長野県健康福祉部障がい者支援課 内）
担当 副センター長 亀井智泉

医療的ケア児等支援スーパーバイザー＜医師/看護師＞

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7185 / Fax 026-234-2369

メール ikea-soudan@pref.nagano.lg.jp

発達障がい診療人材育成事業（H30～）

保健・疾病対策課

1 現状・課題

- 発達障がいに関する医療・支援ニーズ・・・人口の約1割と推計
- 発達障がいの診療と助言ができる**医師の不足**
 - ・発達障がい疑われる者の初診待ちの長期化
 - ・入園・就学時等に医学的見地からの助言が得られにくい 等

2 事業の目的

- 全県で格差なく発達障がいの診療が受けられるような地域体制の整備
- 二次医療圏（障がい保健福祉圏域）ごとに地域の支援ネットワークを構築

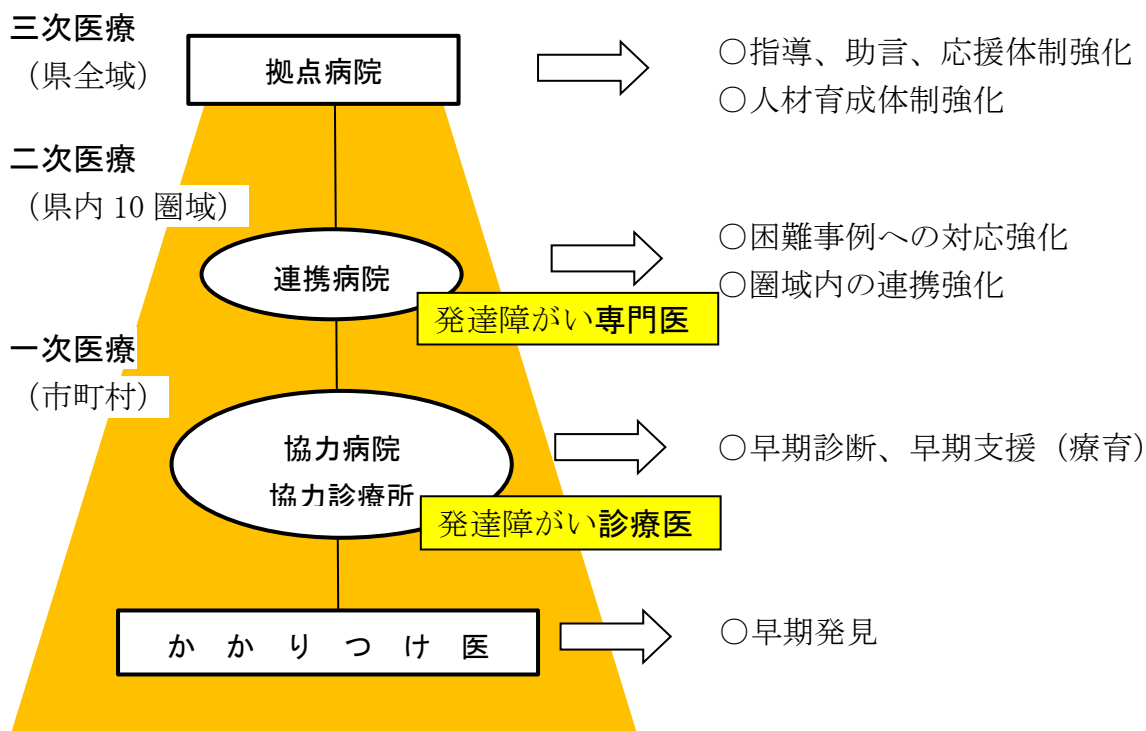
3 事業概要

- 信州大学医学部に「子どものこころの発達医学教室」（本田秀夫教授）を開設。
長野県発達障がい専門医、診療医を育成。
- 二次医療圏（障がい保健福祉圏域）ごとに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者を集めた連携会議を定期的開催。事例検討等を行い、分野間の連携を強化する。

<発達障がい診療を行う医師の分類・役割>

分類	拠点	役割	育成
長野県 発達障がい 指導医	子どもの心の診療ネットワーク事業拠点 病院 ・信州大学医学部附属病院 ・県立こども病院 ・県立こころの医療センター 駒ヶ根	・入院治療など困難事例への総合的対応 ・診療医、専門医へのスーパービジョン ・コメディカルへのOJTや研修会実施による人材育成	
長野県 発達障がい 専門医	連携病院 (圏域基幹病院等)	発達障がいの二次医療 ・困難事例の診療 ・関連機関へのスーパービジョン	
長野県 発達障がい 診療医	協力病院 協力診療所	発達障がいの一次医療 ・診断とアセスメント ・診断書等作成 ・療育への助言 ・教育、福祉等との連携	5年で30名程度育成 (年5～7名)
長野県 発達障がい かかりつけ医	全科病院・診療所	一般的な診療 ・早期発見と紹介 ・様々な医療の提供	長野県発達障がいかかりつけ医研修 (年1回開催。1回50～80名)

<概要図（役割分担・施策の方向性）>



長野県発達障がい診療医・専門医圏域別認定状況



認定者数**50人**
 (令和4年4月1日現在)
 うち診療医 (◇) 3人
 専門医 (★) 47人

診療医・専門医が計1～9人いる地域

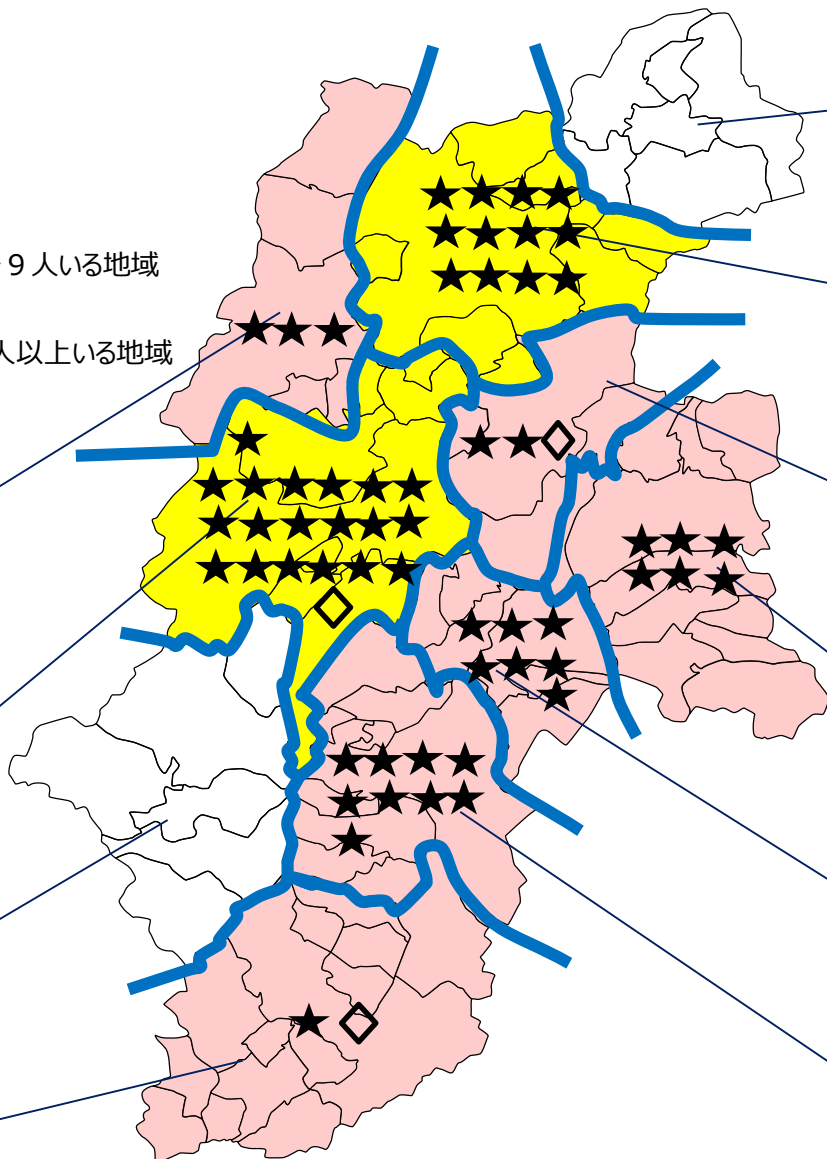
診療医・専門医が計10人以上いる地域

【大北圏域】
 うち ★3
 【診療先】
 大町総合
 あづみ病院
 3人
 5人 (人口10万対)

【松本圏域】
 うち ★19
 ◇1
 【診療先】
 信大
 こども病院
 松本協立 等
 20人
 5人 (人口10万対)

【木曾圏域】
 0人

【飯伊圏域】
 うち ★1
 ◇1
 【診療先】
 飯田市立
 2人
 1人 (人口10万対)



【北信圏域】
 0人

【長野圏域】
 うち ★12
 【診療先】
 稲荷山
 篠ノ井総合
 長野市民 等
 12人
 2人 (人口10万対)

【上田圏域】
 うち ★2
 ◇1
 【診療先】
 信州上田
 東御市民 等
 3人
 2人 (人口10万対)

【佐久圏域】
 うち ★6
 【診療先】
 佐久総合
 浅間総合
 6人
 3人 (人口10万対)

【諏訪圏域】
 うち ★7
 【診療先】
 信濃医療
 諏訪中央
 7人
 4人 (人口10万対)

【上伊那圏域】
 うち ★9
 【診療先】
 ここ駒
 昭和伊南
 伊那中央 等
 9人
 5人 (人口10万対)

※診療先が複数箇所ある医師についてはそれぞれの圏域に計上しています。
 所属がない(または医療機関でない)医師は計上していません。



長野県障がい者芸術文化活動支援センターを設置します

障がいのある方が芸術文化活動を通じて生きがいや楽しさを感じられるよう支援するため、「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置しますので、ぜひセンターをご活用ください。

1 設置日 令和4年6月10日（金）

2 設置場所 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団本部事務局内

所在地 長野市大字高田 364-1

電話：026-217-0022、FAX：026-228-0310

E-mail：art@nagano-swc.com

3 主な取組

📌 芸術文化に触れる機会を作る

センター主催展覧会の開催や団体等の作品展の開催支援により、多くの県民が芸術作品に触れる機会を作ります。

特別支援学校の生徒が芸術文化に触れる機会を創出します。

📌 活動団体への支援

地域で活動する芸術文化、福祉、教育等、様々な分野の団体や事業所間の情報共有及び意見交換の場を設け、各団体等の芸術文化活動を多面的に支援します。

📌 作品の貸出、グッズ制作

作品の有償貸出、グッズの制作・販売等に関する支援の枠組み構築を進めます。

📌 研修会の開催

研修会等を通じて障がい者の表現活動を支援する人材を育成します。

📌 相談窓口の設置

障がい者やその家族、事業所等からの芸術文化活動に関する相談に対応します。

※ 地域の文化芸術活動を支援する「信州アーツカウンシル」と連携して、取組を進めます。

4 愛称の募集

支援センターでは、県民の皆様にご親しまれる愛称を募集しています。

詳細は長野県社会福祉事業団 HP をご覧ください。

（応募締切 7月31日（日））

URL https://nagano-swc.com/art_bosyu/



二次元コード

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部 障がい者支援課 管理係
（課長）藤木 秀明 （担当）山口 裕太郎
電話 026-235-7103（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2384
FAX 026-234-2369
E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（概要）

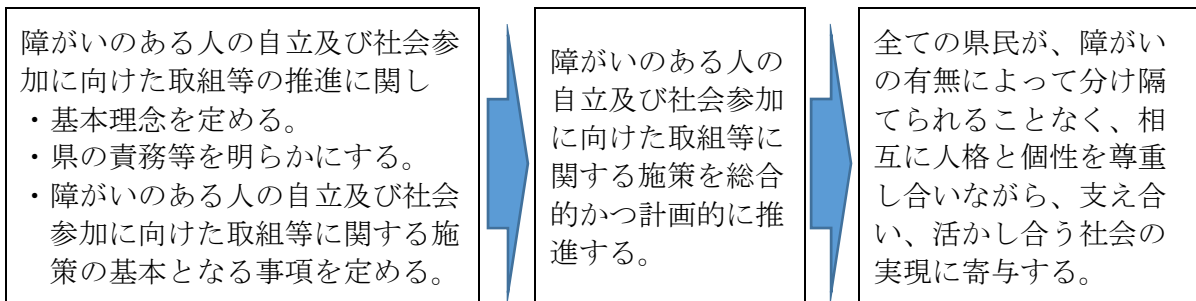
障がい者支援課

1 制定の趣旨

障がいを理由とする差別の解消については、障害者差別解消法の施行を契機として、長野県でも、障がい者差別解消推進員の配置や、県民への啓発活動等に取り組んできたが、障がいを理由とする生きづらさを感じる当事者の声が多く寄せられていた。

このため、県が取り組むべき基本的施策や、障がいを理由とする差別を解消するためのあっせん制度の創設等を内容とする条例を制定することにより、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すための新たな仕組みを作るものである。

2 目的



3 基本理念

- (1) 全ての県民は、基本的人権を享有する個人として尊重されること。
- (2) 全ての県民は、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての県民は、どこで誰とどのように生活するかについて選択する機会が確保されること。
- (4) 全ての障がいのある人は、意思疎通及び情報の取得、利用、発信の手段について選択の機会が確保されること。
- (5) 全ての障がいのある人は、障がいに加え、その他の要因が複合することで特に困難な状況に置かれる場合においては、状況に応じた配慮がなされること。
- (6) 県外から訪れる障がいのある人に対しても、状況に応じた配慮がなされること。
- (7) 全ての県民は、幼児期から障がい等に対する理解を深める機会の拡大が図られること。

4 責務及び役割

区分	内容
県の責務	<ul style="list-style-type: none">・障がい等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。・施策策定に当たり、障がいのある人等の意見を反映させるよう努める。・県民、事業者が行う取組への情報提供、助言等の支援を行う。・合理的配慮を的確に実施するため、必要な環境の整備に努める。
市町村等との連携	<ul style="list-style-type: none">・県は障がい等に関する施策の策定及び実施に当たり、市町村等と連携。・県は市町村が実施する施策への情報提供、助言等の支援を行う。

県民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な機会を通じ、障がい等に対する理解を深めるよう努める。 ・県、市町村が実施する障がい等に関する施策に協力するよう努める。 ・障がいのある人は必要な支援を可能な範囲で周囲に伝えるよう努める。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等に対する理解を深めるとともに、県、市町村が実施する障がい等に関する施策に協力するよう努める。

5 障がいを理由とする差別の禁止等

- (1) 何人も、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- (2) 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。やむを得ず、必要な制限を加える場合等は、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- (3) 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を行わなければならない。負担が過重であることにより実施できないときは、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

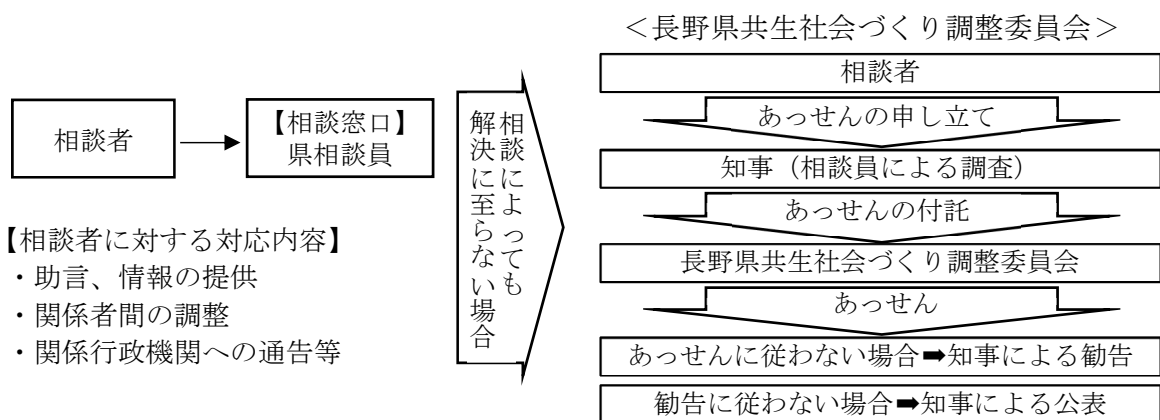
6 基本的施策

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 意思疎通等の手段の利用促進等 | (2) 医療、介護等の支援 |
| (3) 学校教育における学びの場の選択等 | (4) 就業の機会の確保等 |
| (5) 住宅の確保等 | (6) 権利擁護の推進 |
| (7) スポーツの振興 | (8) 文化芸術活動の振興 |
| (9) 災害への対応 | (10) 選挙等における配慮 |
| (11) 人材育成 | |

の11分野について県の取り組むべき方向を規定。

7 障がいを理由とする差別を解消するための体制

- (1) 県は、障がいを理由とする差別に関する相談に対応する。
- (2) 紛争の解決を図るため、相談者からの申立てに基づく事実の調査、第三者機関（長野県共生社会づくり調整委員会）によるあっせん、勧告及び公表に関する規定を定める。



8 施行期日

令和4年4月1日（5の(2)及び(3)（事業者に係る部分に限る。）並びに7の(2)については、同年10月1日）

学校における働き方改革推進のための方策

令和3年2月1日策定
長野県教育委員会

長野県教育委員会では、平成29年11月に「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定し、義務教育諸学校において「すべての教室で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します」という目標を掲げ、市町村教育委員会や県PTA連合会等との連携を図りながら、取組を推進してきました。

一方、文部科学省が令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定めたことを受けて、県教育委員会は、令和2年6月に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例」の一部を改正し、「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」において在校等時間の上限を定めるとともに、市町村教育委員会に業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図ることについて通知し、義務教育諸学校においても業務量の管理に関する取組が始まりました。

そこで、これまでの取組の成果を踏まえた上で、新たに小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校における働き方改革推進のための方策を示し、様々な取組を推進していきます。

1 目的

- 長野県の教職員一人ひとりが心身の健康を保ちながら、生き生きとやりがいを感じて豊かな教職生活を送ることができ、学校内外での学びや自己研鑽、豊かな生活経験を通じて、教職員としての専門性や創造性を高め、子どもたちへの質の高い教育を実現していきます。
- すべての教職員の在校等時間を客観的な方法により年間を通して把握し、時間外在校等時間の縮減（原則年360時間以内及び月45時間以内）のための取組を推進していきます。

2 方策

（1）学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化による業務の削減

- ①学校・家庭・地域等が役割分担や連携をしながら学校業務の協業化・分業化の体制を構築していくために、信州型コミュニティスクールの仕組み等の効果的活用を促進します。
- ②学校業務の処理の効率化・合理化・システム化を図っていくために、県共通仕様の統合型校務支援システムの導入により教職員の業務量が縮減した好事例の周知・広報活動、サポート体制の充実等を通じて全県導入を推進します。
- ③保護者の利便性の向上や教職員の業務負担の軽減を図っていくために、学校徴収金（給食費や学年費等）の会計業務の負担を軽減している好事例の周知・広報活動を行います。
- ④校内外の会議や研修会等の移動・開催時間の短縮・効率化を図っていくために、オンラインツールの効果的活用を促進します。
- ⑤学校を取り巻く様々な問題等に対して専門的な観点に基づく支援や対応を図っていくために、専門スタッフ（スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、スクール・ロイヤー、教育コーディネーター、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等）の拡充・連携を促進します。
- ⑥行事等の精選や日常業務の見直しを促すとともに、好事例の周知・広報活動を通じて効果的な取組を全県に広げていきます。
- ⑦学校以外が担うことが適切と判断される学校業務（登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整等）について、学校・家庭・地域等の役割分担の見直しや関係の再構築（外部委託を含む）の検討を促進します。
- ⑧教科指導の高度化や学校のICT環境の整備を推進するために、「1人1台端末」の効果的な活用について研究を進め、その研究成果を全県に周知します。

(2) 家庭・地域・関係機関・企業等との連携・協働体制の構築

- ①学校単位での働き方改革を推進していくために、重点的に業務改善に取り組む期間や自校の取組の成果や課題を振り返る期間を設けるとともに、好事例の周知・広報活動を通じて、効果的な取組を全県に広げていきます。
- ②学校・保護者・地域間の迅速な情報共有を実現していくために、連絡手段のデジタル化（学校が保護者に求める押印の見直し、児童生徒や保護者対象のアンケートや欠席・遅刻連絡のオンライン化、学校から保護者あての通知のデジタル配信等）を推進します。
- ③学校事務職員がより主体的・創造的に学校経営へ参画していくために、事務職員の資質・能力や意欲を高める体系的な研修制度を整備するとともに、教育事務に関わる教育委員会と学校の連携・協働体制を構築します。
- ④学校における働き方改革に関する理解を深めていくために、家庭・地域・関係機関・企業等に対する広報活動や研修会等を行います。
- ⑤地域におけるスポーツ・文化環境を整備していくために、競技団体や文化活動団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等が連携しながら、年齢や学区の枠を超えて練習等を行うことができる活動拠点を構築し、好事例の周知・広報活動を通じて効果的な取組を全県に広げていきます。
- ⑥職場体験・社会科見学等の受入れ、課外活動や部活動等の学校教育活動に対する支援・指導、PTA活動への参加等を促進していくために、学校支援の認証制度や学校応援企業の登録等の条件整備を行います。

(3) ワーク・エンゲイジメント*の高い職場づくりとワーク・ライフ・バランスの実現

* 仕事に誇りを持ち、仕事にエネルギーを注ぎ、仕事から活力を得て生き生きしている状態

- ①子どもの健やかな成長を願い、学校生活・家庭生活のバランスを図っていくために、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」や「長野県中学校の文化部活動方針」の基準に沿った課外活動や部活動等の運営の徹底を促進するとともに、児童生徒・保護者・地域への理解を促す周知・広報活動を行います。
- ②教職員の健康管理に配慮した働き方を推進していくために、学校における労働安全衛生管理（産業医や衛生管理者等の選任、定期健康診断の実施、長時間勤務者の学校医や産業医との面談、ストレスチェックの実施と衛生委員会の効果的運用等）を適切に行う体制を整備するなど、メンタルヘルス対策の充実を図ります。
- ③教職員が健康で生き生きとやりがいを感じながら豊かな教職生活を送っていくことができるように、必要な調査の実施、好事例の周知・広報活動等により、ワーク・エンゲイジメントの高い職場づくりを進めます。
- ④働きやすい職場環境を整備していくために、在宅勤務や時差勤務、1年単位の変形労働時間制等、学校関係者の多様な働き方について、国・他自治体の状況を踏まえながら研究を進めます。
- ⑤教職員としての専門性を高めながら、将来のキャリアを展望していくことができるように、関係機関等と連携・協働しながらキャリアステージに応じた研修等を実施する等、学び続ける教職員を支援します。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びの実現～(答申)【概要】

第一部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

令和3年1月26日
中央教育審議会

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要



2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障 (安全・安心につながる) ④居場所・セーフティネット

課題

- 子どもたちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面
- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
 - 子どもたちの多様化 (特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等)
 - 生徒の学習意欲の低下
 - 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
 - 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
 - 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
 - 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備



必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- ◆ GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要
- ◆ その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、支援が必要な子供に重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
- 特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題を取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学びが進められるよう、これまで以上に子供の成長やまなざし、性みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利用することや、教師の負担を軽減することが重要

それぞれの学びを一体的に充実し

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す
- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通して学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety 5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

子供の学び

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しみながら達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや、STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

教員の仕事

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境の実現、デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化、教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備、学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携、学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

教務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じた意欲を高めたりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い、多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、地域の構成員の一人や主催者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

◆ 全ての子どもが、徳性を一体的に育むため、これは日本型学校教育が果たすべきことである。①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく。◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割。◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となり、子どもたちの成長を支えていく。◆ 各授業が個別学習が、履修主義が修得主義が、オンラインが対面・オフラインが、遠隔・オンラインが対面・オフラインがといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、先進の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく。◆ 教育政策のPDD/CA/SA/ICの着実な推進

全ての子どもたちの可能性を引き出す 個別最適な学びと、協働的な学びの表現のための改革の方向性

(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を表現する

- 子どもたちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子どもたちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子どもに対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しくかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなし（ハイブリッド化）ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- 教師による対面指導や子ども同士の学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に對する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個人々の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子どもたちの関係継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子どもたちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆ 「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、ICTは必要不可欠
- ◆ これまでの実践とICTとを最適に組み合わせること、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要
- ◆ ICTを活用することで自体が目的化しないよう留意し、PDCAサイクルを意図し、効果検証・分析を適切に行うことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力が変わっていく中で、Society5.0時代にふさわしい学校の実現が必要

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなかった学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のことで、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病氣療養等により特別な支援が必要となる児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師に必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やディレクターの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーディングによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提としたものであるため、高速大容量ネットワークを整備し、教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

各論（目次）

1. 幼児教育の質の向上について
2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について
4. 新時代の特別支援教育の在り方について
5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について
6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について
7. 新時代の学びを支える環境整備について
8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について
9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改訂、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育における状況の変化
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の充実・整備を推進

(2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- ① 就学前における早期からの相談・支援の充実
 - 関係機関や外部専門家等との連携による人的体制の充実
 - 幼児教育の観点から特別支援教育を充実するため、教師や特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員の資質向上に向けた研修機会の充実
 - 5歳児健診を活用した早期支援や、就学相談における情報提供の充実
- ② 障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援について
 - 就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容の充実
- ③ 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実
 - 特別支援学級の児童生徒が、特別支援学級に加え、在籍する学校の通常の学級の一員としても活動する取組の充実、年間指導計画等に基づく教科学習の共同実施
 - チャットリストの活用等による通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の特性の把握・支援、在籍する学校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
 - 通級による指導の担当教師等の配置改善や指導体制の充実
 - 学校施設のバリアフリー化の推進に向けた学校設置者の取組支援
 - 通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった障害のある児童生徒の多様な学びの場の一層の充実・整備等
- ④ 特別支援学校における教育環境の整備
 - ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
 - 必要な最低基準としての特別支援学校の設置基準策定、教室不足の解消に向けた集中的な施設整備の取組推進
 - 特別支援学校のセンター的機能の充実や設置者を超えた学校間連携を促進する体制の在り方の検討
 - 知的障害者である児童生徒が各教科等において育むべき資質・能力を児童生徒に確実に身に付けさせる観点から、著作教科書（知的障害者用）を作成
 - 特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の学校に副次的な籍を置く取組の一層の普及推進
- ⑤ 高等学校における学びの場の充実
 - 小中学校から高等学校への適切な引き継ぎを行い、個別的教育支援計画や指導計画の作成・活用による適切な指導・支援を実施
 - 通級による指導の充実や指導体制、指導方法など、高等学校における特別支援教育の充実、教師の資質向上のための研修
 - 本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合の支援体制の構築
 - 卒業後の進路に対する情報の引き継ぎなど、関係機関等の連携促進

(3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

- ① 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性
 - 障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫の検討
 - 教師が必要な助言や支援を受けられる体制の構築、管理職向けの研修の充実
 - 都道府県において特別支援教育に係る資質を教員育成指標全般に位置づけるとともに、体系的な研修を実施
- ② 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性
 - 個別の指導計画等の作成、指導、関係者間の連携の方法等の専門性の習得
 - OJTやオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実、発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
 - 小学校等教職課程において特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
 - 特別支援学校教諭免許取得に向けた免許法認定講習等の活用
- ③ 特別支援学校の教師に求められる専門性
 - 幅広い知識・技能の習得、専門的な知見を活用した指導、複数障害が重複している児童生徒への対応
 - 広域での研修や人事交流の仕組みの構築、教員養成段階における内容の精選やコアカリキュラムの策定
 - 特別支援学校教諭免許状取得に向けた国による教育委員会への情報提供等の促進、免許法認定通信教育の実施主体の拡大検討

(4) 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

- 関係機関等と家庭の連携、保護者も含めた情報共有、保護者支援のための連携体制の整備、障害の有無に関わらず全ての保護者に対する支援情報や相談窓口等の情報共有
- 地域の就労関係機関との連携等による早期からのキャリア教育の充実
- 特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等の学校間での引き継ぎに当たり、統合型校務支援システムの活用などの環境整備を実施
- 個別的教育支援計画（教育）・利用計画（福祉サービス）・個別支援計画（事業所）・移行支援計画（労働）の一体的な情報提供・共有の仕組みの検討に向け、移行支援や就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討
- 学校における医療的ケアの実施体制の構築、医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等の環境整備
- 学校に置かれる看護師の法令上の位置付け検討、中学校区における医療的ケア拠点校の設置検討

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

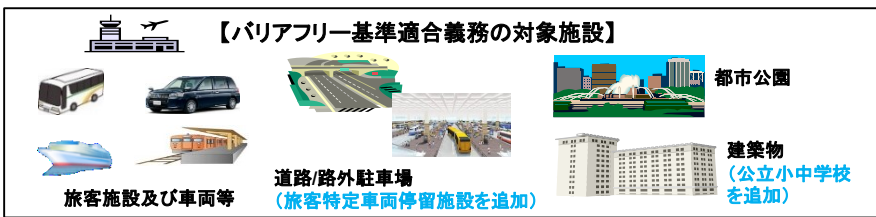
1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 基本構想の指針
- 情報提供に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

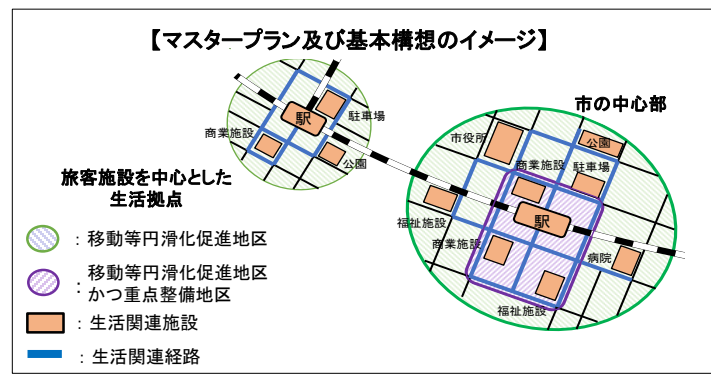
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)



4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要)
- ・定期的な評価・見直しの努力義務



5. 当事者による評価

- ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

基本理念・計画構成について

1. 基本理念について

《主なご意見》

- ・「探究」を基本理念に位置付けることで、現場も「探究」の学びをさらに進めやすくなるのでは。
- ・学習者目線の基本理念が重要。県民がイメージを共有できるものに。
- ・10年先長野県の子どもはこうなってほしいという「子どもの姿」を表現したら。
- ・「子どもの姿」を示すと、同じ姿を強いることになってしまわないか。

「探究」「探究力」とは…

- ・小さい子どもがいつまでも飽きずに遊ぶように、自分の好きなこと、楽しいと思うことに、徹底的に浸り、追求すること
- ・自ら問いを見出し、その解決を目指して、仲間と協働しながら新たな価値を創造する学び
- ・広範で複雑な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を自ら探し、自己の在り方、生き方を問い続けること
- ・自ら学びを調整し、試行錯誤しながら、自ら課題を設定し課題に立ち向かう力
- ・実践を通じて問題解決能力を身につけ、創造的な思考、批判的な思索により情報を取捨選択する力

「well-being」とは…

- ・一人ひとりの多様な幸せ
- ・一人ひとりが心身の潜在能力を発揮し、人生の意義を感じ、周囲の人との関係の中で生き生きと活動している状態
- ・幸福の実感（自らが幸福を実感できる人生、全ての人が幸福を実感できる社会）

○ 例えば…

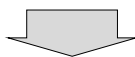
～ 目的・目指す未来 ～

「個人と社会の well-being の実現」「多様な個人の幸福やよりよい社会の実現」

【個人】一人ひとりの存在やいのち、人権や個性が当たり前で尊重され、自分らしく自分が生きたいように生きること

【社会】一人ひとりが当事者意識をもち、身に付けた知識や技術を最大限活用し、自ら考え、他者と協働しながら、社会を創り上げていくこと

➡ そのために身につけてほしい資質能力「探究力」



長野県教育振興基本計画 基本理念

(出る杭を育む信州教育～個性を伸ばし、「楽しい」をとことん追求～)

(一人ひとりが、長野県、日本、世界、地球の未来を創るチェンジメーカー)

(幸福・笑顔・夢・希望が満ち溢れている「探究県」長野の学び)

.....

【重点目標】

- ・一人ひとりが自分にとっての「well-being」を実現できる学校をつくる
校長が自由に外部人材登用、カリキュラム編成するためには… 社会変化に先行する資質を持つ教員を育成するには…
- ・一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる
一人ひとりの認知特性を把握し、個々に応じた学びの環境を提供するには… 福祉分野との連携を深めるには…
- ・生涯にわたり大人と子どもが学び合える地域の拠点をつくる
新たな地域連携のカタチとは… 地域拠点たる多様な教職員集団を形成するには…

2. 計画構成について

第2次 (H25~H29)	
第1編 計画策定の基本的な考え方	第1 策定趣旨 第2 計画の性格 第3 計画の期間
第2編 長野県の教育をめぐる情勢	第1 時代の潮流と教育の課題 第2 長野県教育のポテンシャル
第3編 長期的な教育振興の方向	第1 基本理念 「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」 第2 私たちがめざす「未来の信州教育」の姿 1 人間力を養う教育 2 楽しく安全・安心な学び舎 3 自然の中でたくましく成長 4 個性を輝かせる子どもたち 5 常に学び自ら活かす社会 6 人生を彩る感動との出会い
第4編 基本計画（今後5年間の施策）	第1 基本目標 I 知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成 II 多様性を認め、共に生きる社会の実現 III 社会全体で共に育み共に学ぶ教育の推進 第2「重点的な施策と信州教育スタンダード」 ・維持したい教育の伝統 ・充実したい教育活動 ・実現したい教育目標 第3 長野県総合5か年計画の主要プロジェクト 第4 施策の展開 ・施策体系図 ・現状と課題 ・第1次計画の成果と課題 ・達成目標 ・主な施策の展開 1 未来を切り拓く学力の育成 2 信州に根ざし世界に通じる人材の育成 3 豊かな心と健やかな身体の育成 4 安全・安心・信頼の学校づくり 5 すべての子どもの学びを保障する支援 6 学びの成果が生きる生涯学習の振興 7 潤いと感動をもたらす文化とスポーツの振興
第5編 計画を推進するための基本姿勢	・行財政改革の推進・役割分担と協働連携・点検評価 ・計画の見直し

第3次 (H30~R4)	
第1編 計画策定の基本的な考え方	第1 策定趣旨 第2 計画の性格 第3 計画の期間
第2編 長野県の教育をめぐる情勢	第1 時代の潮流と教育の課題 第2 長野県教育のポテンシャル
第3編 長野県教育のこれまでの取組	第1 第2次教育振興基本計画の検証 第2 今後の取組の方向性
第4編 長期的な教育振興の方向	第1 基本理念 「学び」の力で未来を拓き、夢を実現する人づくり 第2 基本目標 ① 生きる力と創造性を育む信州ならではの「学び」を実践します ② 社会全体で、すべての子どもたちが、良質で多様な学びの機会を享受できるようにします ③ 誰もが、生涯、学び合い、学び続け、自らの人生と自分たちの社会を創造できる環境をつくります
第5編 基本計画（今後5年間の施策）	第1 重点的な政策 1 信州に根差し世界に通じる人材の育成 2 すべての子どもたちが良質で多様な学びを享受 3 共に学び合い、共に価値を創る」学びの環境づくり 4 心豊かな暮らしを実現する文化芸術の振興 5 豊かな暮らしと地域に活力を与えるスポーツの振興 第2 施策の展開 ・施策体系図 ・現状と課題 ・目指す成果 ・ 成果指標 ・主な施策の展開 1 未来を切り拓く学力の育成 2 信州を支える人材の育成 3 豊かな心と健やかな身体の育成 4 地域との連携・協働による安全・安心・信頼の環境づくり 5 すべての子どもの学びを保障する支援 6 学びの成果が生きる生涯学習の振興 7 潤いと感動をもたらす文化とスポーツの振興
第6編 計画を推進するための基本姿勢	・効果効率的な行政経営の推進・役割分担と協働連携・点検評価 ・計画の見直し

第3次計画 成果指標一覧

全国学力・学習状況調査(文科省)
県内小6児童 全国上位1/4に含まれる割合(算数)
県内小6児童 全国下位1/4に含まれる割合(算数)
県内中3生徒 全国上位1/4に含まれる割合(数学)
県内中3生徒 全国下位1/4に含まれる割合(数学)
「授業(国語,算数,数学)がよく分かる」と答える児童生徒(小6中3)割合
「将来の夢や目標をもっている」と答える児童生徒(小6中3)割合
「今住んでいる地域の行事に参加している」と答える児童(小6)割合
「今住んでいる地域の行事に参加している」と答える生徒(中3)割合
「自分にはよいところがあると思う」と答える児童生徒(小6中3)割合
朝食を欠食する児童生徒の割合
文科省調査
英語コミュニケーション能力水準 英語検定3級レベル(中学生)
英語コミュニケーション能力水準 英語検定準2級レベル(高校生)
県内の大学収容力
女性教員の管理職登用状況(公立小中学校の女性校長・教頭の割合)
女性教員の管理職登用状況(公立高等学校の女性校長・教頭の割合)
新たに不登校となった児童生徒在籍比
全国体力・運動能力運動習慣等調査(スポーツ庁)
運動やスポーツをすることが好きな子ども(中学生女子)の割合
体育授業以外1週間の運動実施時間60分未満の中学生女子割合
長野県調査
海外への留学者率(高校生)
幼保小合同研修会の実施率
「学校へ行くのが楽しい」と答える児童生徒の割合
「子どもは喜んで学校に行っている」と答える保護者の割合
1ヵ月1人当たりの平均時間外勤務時間が45時間以下の公立小中学校割合
子どもたちが利用する学校等の耐震化率
特別支援学校高等部卒業生の就労率
副次的な学籍を導入している市町村の割合
子ども若者支援地域協議会支援者のうち支援が完了又は継続している者の割合
放課後子ども総合プラン(児童クラブ・子ども教室)登録児童数
SOSの出し方に関する教育を実施する公立中学校の割合
私立高等学校の募集定員に対する充足率
市町村公民館における学級・講座数(人口千人当たり)
県内公共図書館調査相談件数
他団体との共催事業を実施する市町村公民館の割合
県立文化会館ホール利用率
文化芸術活動に参加した人の割合
国・県指定等文化財の件数(累計)
県立歴史館の県内小学校による利用率
地域スポーツクラブに登録している会員の割合
障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブ割合
国民体育大会男女総合(天皇杯)順位
運動・スポーツ実施率
スポーツ観戦率
スポーツボランティア参加率

○ 例えは…

※「探究」の学びを実現するための施策を
まとめた編を設ける。

第4次 (R5~R9)
第1編 計画策定の基本的な考え方 第1 策定趣旨 第2 計画の性格 第3 計画の期間
第2編 長野県の教育をめぐる情勢 第1 時代の潮流と教育の課題 第2 長野県教育のポテンシャル・長野ならではの教育
第3編 これまでの取組・現状と課題
第4編 目指すべき長野県教育の姿 第1 目指す姿・基本理念 ○○○○ (「個人と社会の well-being」の実現) ◇◇◇◇ (「探究」「探究力」) 第2 基本目標 ……
第5編 探究の学び ・「探究の学び」を実現する教育内容・方法への施策 ・「探究の学び」に取り組む児童生徒の施策 ・「探究の学び」を指導支援する教職員への施策 ・「探究の学び」を実現する教育環境への施策 ・「探究の学び」を支援する地域等への施策 ・「探究の学び」をつなげ、広げる各種施策
第5編 基本計画 (今後5年間の施策) 第1 重点的横断的なプロジェクト …… 第2 施策の展開 ・施策体系図 ・現状と課題 ・目指す成果 ・成果指標 ・主な施策の展開
第6編 計画を推進するための基本姿勢 ・効果効率的な行政経営の推進・役割分担と協働連携 ・点検評価・計画の見直し

※施策は、柱立てや方向性を文章で表記するまでとし、
具体的な取組は、毎年「実施プラン」としてまとめる。

第4次 (R5~R9)
第1編 計画策定の基本的な考え方 第1 策定趣旨 第2 計画の性格 第3 計画の期間
第2編 長野県の教育をめぐる情勢 第1 時代の潮流と教育の課題 第2 長野県教育のポテンシャル・長野ならではの教育
第3編 これまでの取組・現状と課題
第4編 目指すべき長野県教育の姿 第1 目指す姿・基本理念 ○○○○ (「個人と社会の well-being」の実現) ◇◇◇◇ (「探究」「探究力」) 第2 基本目標 ……
第5編 施策の目指すべき方向性 ・施策方向性「……をつくる」 ・施策方向性「……を育成する」 …… ・点検評価について 指標の考え方、指標一覧

【毎年「教育施策実施プラン」を作成】 ・計画第5編の施策ごとに具体的な取組を記載 ・前年施策の振り返り・見直し(場合によっては指標の見直しも検討)
--

※県の総合計画の「教育」部分を、
教育振興基本計画とする

総合計画 基本方向2 24「教育の充実」
(1) 学力の向上 ・現状課題 ・施策の方向 ・数値目標
(2) 豊かな心の育成 ・現状課題 ・施策の方向 ・数値目標
(3) 個性や能力を伸ばす教育の推進 ・現状課題 ・施策の方向 ・数値目標
(4) 教育環境づくり ・現状課題 ・施策の方向 ・数値目標

【毎年「教育施策実施プラン」を作成】 (1)~(4)ごとに具体的な取組を記載
--